

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年10月6日
【計算期間】	第12特定期間（自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日）
【ファンド名】	P C A 欧米高利回り社債オープン
【発行者名】	P C A アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 龍 万成
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	出澤 智恵子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5224-3406
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として米国および欧州の高利回り社債に実質的に投資することにより、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益を追求し、信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信 / 海外 / 債券に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式 債 券
追加型投信	海 外	不動産投信 その他資産
	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本		
クレジット属性	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
不動産投信	年6回 （隔月）	欧州		
その他資産 （投資信託証券 （債券 社債））	アジア			
資産複合	年12回 （毎月）	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	中南米		
	その他	アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する属性区分の定義

「その他資産（投資信託証券（債券 社債））」... 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

- 「年12回（毎月）」… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「北米」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「欧州」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「ファミリーファンド」… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- 「為替ヘッジなし」… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は3,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 米ドル建ておよびユーロ建ての高利回り社債を実質的な主要投資対象とし、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益を追求した運用を行います。
- ・ 原則として投資時において、S & Pまたはムーディーズのいずれかにより、B - / B 3 以上 B B + / B a 1 以下の格付けを付与されている米ドル建てまたはユーロ建ての高利回り社債を中心に投資を行います。

米ドル建てまたはユーロ建ての投資適格公社債（資産担保証券およびモーゲージ担保証券を含みます。）および C C C - / C a a 3 以上 C C C + / C a a 1 以下のユーロ建て高利回り社債の組入れも可能とします。

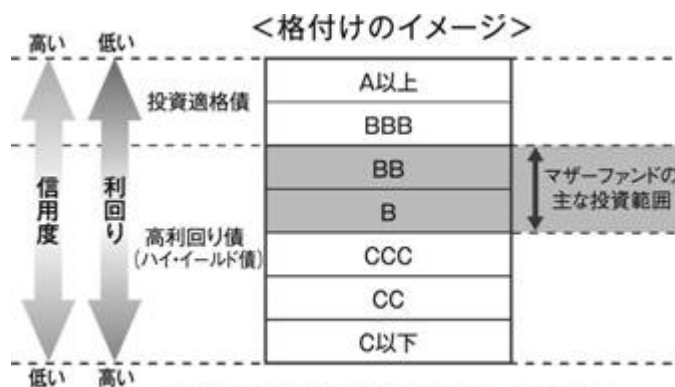
S & Pまたはムーディーズによる格付けが付与されていないユーロ建て債券に関しては、同等の信用力を有すると判断される場合には、組入れを可能とします。

「社債」とは：

企業がその信用力を裏付けとして資金調達のために発行する債券のことです。多くの社債は発行企業が籍を置く国の国債に比べて、通常信用リスクが高くなります。社債の利回りは、投資者が信用リスクを取る対価として得られる上乗せ金利（スプレッド）の分だけ、国債に比べて高くなっています。一般に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）は投資適格社債と比較して信用リスクが高いため、利回り水準が高くなる傾向にあります。

「高利回り債（ハイ・イールド債）」とは：

債券およびその発行体等のなかには、債務履行（元本および利子の支払い）の確実性の程度により、第三者機関によって格付けされているものがあります。一般に、B B B - 相当以上に格付けされている債券は「投資適格債」、B B + 相当以下に格付けされている債券は「高利回り債（ハイ・イールド債）」などと呼ばれます。



※ 格付けの表記には例としてS&Pのものを使用。+/-の符号は省略。

2. マザーファンドの運用は、ピーピーエム アメリカ インク（P P M A）およびエム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド（M & G）が行います。

< マザーファンドの概要 >

マザーファンド の名称	P C A 米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド	P C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド
基本方針	主として米国の米ドル建て高利回り社債に投資することにより、高い金利収入の確保とともに、証券の値上り益を追求し、信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。	主として欧州のユーロ建て高利回り社債に投資することにより、安定的な金利収入の確保とともに証券の値上り益を追求し、信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。
運用の委託先 の名称	ピーピーエム アメリカ インク （略称：P P M A）	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド （略称：M & G）
委託の内容	P C A 米国ハイイールド社債ファンド マザーファンドの運用 国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。	P C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンドの運用 国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

< P P M A および M & G の運用の特徴 >

- ・ P P M A および M & G は、ともに債券運用のスペシャリストとして、安定運用を基本とした運用を行います。
- ・ 両社のクレジット・アナリスト・チームは、いずれも格付機関や外部のアナリストの評価に依存せず、徹底した個別銘柄の調査・分析を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、それぞれ企業評価に加えて業種および個別銘柄の分散に配慮した銘柄選択およびポートフォリオ構築を行います。

ファンドの仕組み



- ・ 当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「P C A 米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド」および「P C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド」への投資を通じて、主として米国および欧州の高利回り社債に投資します。
- ・ 「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

3. 高利回り社債の運用にあたってはリスク管理を徹底し、投資リスクの低減を図ります。

- ・ P P M A および M & G では、ボトムアップによる個別銘柄の分析に加え、トップダウンによる政治経済情勢等のマクロ分析や定量的なポートフォリオ分析を組合せることにより、リスク管理を徹底します。
- ・ ポートフォリオの構築にあたっては、業種および個別銘柄の分散により、リスクの低減を図ります。

4. 原則として、為替ヘッジは行いません。

- ・ 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為

替相場の変動の影響を受けることになります。

5.毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配を行います。

- ・ 原則として、毎決算時に、利子・配当等収益を中心に分配を行います。
- ・ 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、利子・配当等収益に加え、売買益（評価益を含みます。）等からも収益分配を行う場合があります。
- ・ 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

<収益分配のイメージ>



上記の図は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いについて示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔 収益分配金に関する留意事項 〕

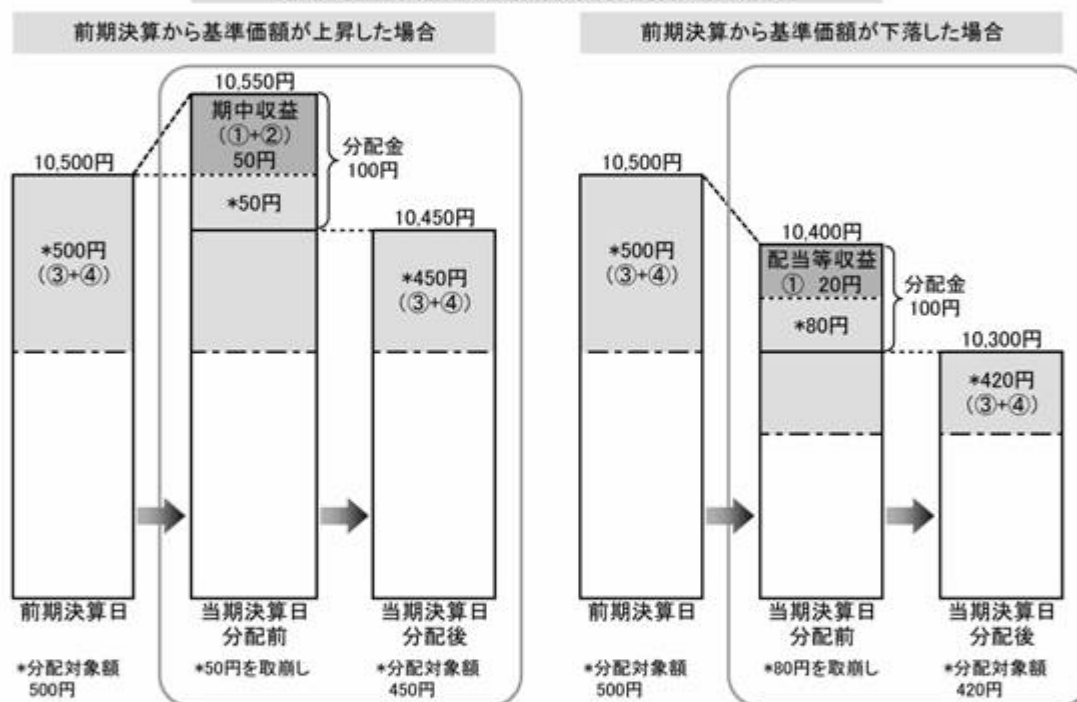
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



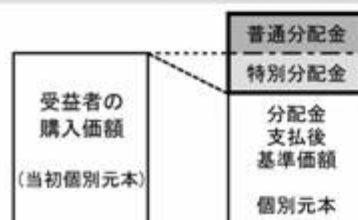
（注）分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

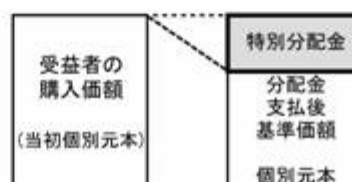
※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※特別分配金は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、特別分配金部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

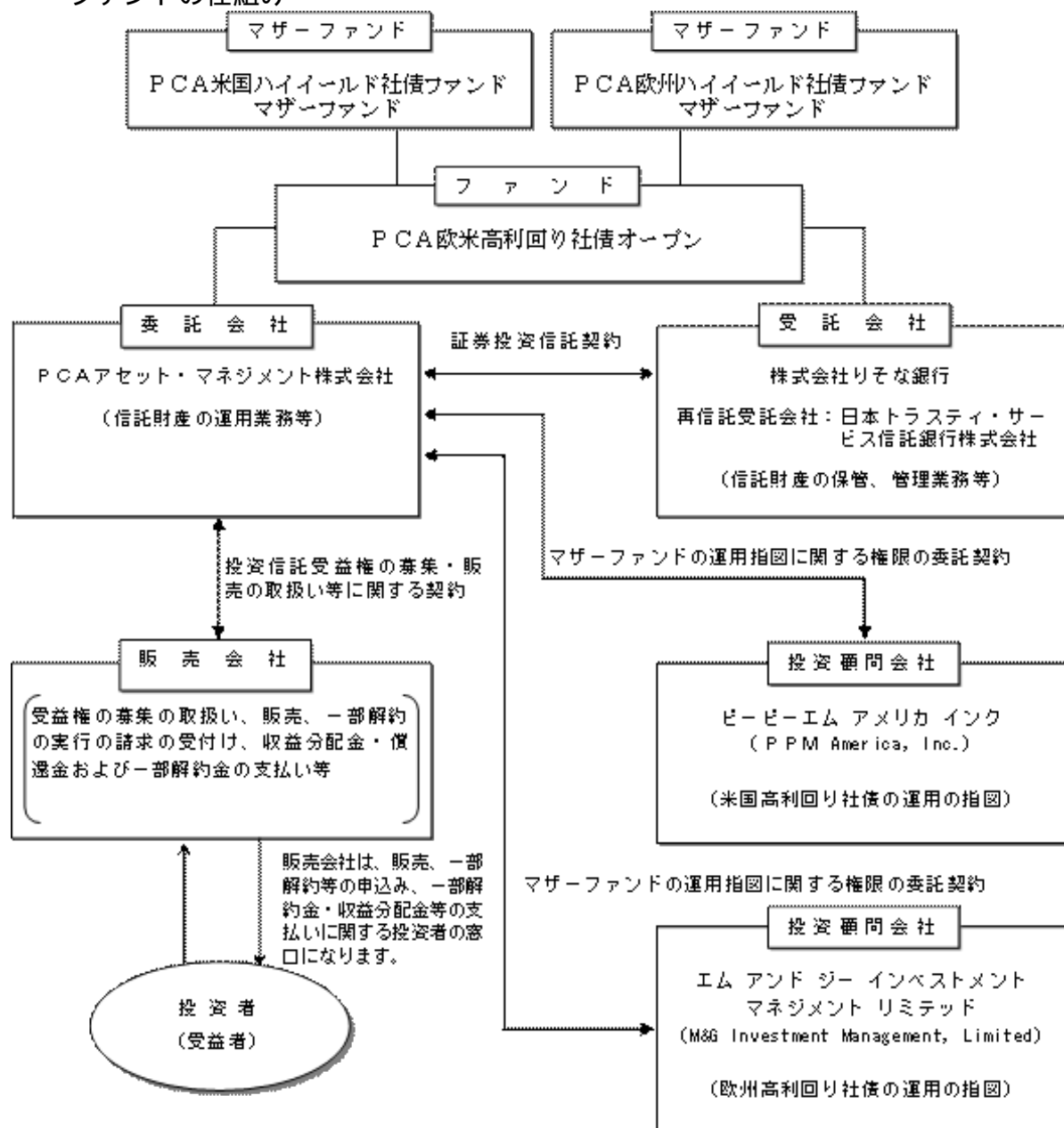
特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

平成17年7月29日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

- a. 委託会社：P C A アセット・マネジメント株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
- b. 受託会社：株式会社りそな銀行
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。
- c. 販売会社：
当ファンドの投資信託受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。
- d. 投資顧問会社：
委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。
「P C A 米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド」の運用の指図に関する権限の一部の委託先：
ピーピーエム アメリカ インク (PPM America, Inc.)

「P C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド」の運用の指図に
 関する権限の一部の委託先：

エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド
 (M&G Investment Management, Limited)

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

- a. 受託会社と締結している契約
 証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。
- b. 販売会社と締結している契約
 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
- c. 投資顧問会社と締結している契約
 投資一任契約が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬等が定められています。

委託会社の概況

- a. 資本金の額
 平成23年7月末日現在 649.5百万円
- b. 委託会社の沿革
 平成11年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
 平成12年 1月 投資顧問業の登録
 平成12年 5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得
 平成12年 5月 証券投資信託委託業の認可を取得
 平成14年 1月 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
 平成19年 9月 金融商品取引法施行による 金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
 平成22年12月 P C A アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
- c. 大株主の状況（平成23年7月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（以下「P C H L」といいます。）（注）	英国 ロンドン市 ローレンス・パウト ニー・ヒル EC4R 0 HH	23,060株	100%

（注）P C H L は、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の间接子会社です。最終親会社は160年以上の歴史を有し、英国、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。資産運用事業はアジアでは10のマーケットに及び、最終親会社の運用資産は2011年6月30日現在約3,495億ポンド（約45兆円、1ポンド＝128.76円）に上ります。なお、最終親会社およびP C H L は、主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

当社グループのシンボル、ブルーデンス（思慮分別を司る女神）は、伝統的な価値観と未来への希望を象徴しています。

グループのシンボルマークの意味
 〈鏡〉自己の真実を直視する能力
 〈矢〉熟練した射手の自信
 〈蛇〉思慮深さ、心づかい、安全



2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主として米国および欧州の高利回り社債に実質的に投資することにより、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益を追求し、信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

投資態度

- a . P C A 米国ハイイールド社債ファンド マザーファンドの受益証券およびP C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として米国の米ドル建て高利回り社債および欧州のユーロ建て高利回り社債に投資を行い、高い金利収入の確保とともに、証券の値上り益を追求した運用を行います。
- b . 原則として投資時において、S & Pまたはムーディーズのうち1社以上からB - / B 3相当以上B B + / B a 1相当以下の格付けを付与されている米ドル建ておよびユーロ建ての高利回り社債を中心に投資を行います。ただし、C C C - / C a a 3相当以上C C C + / C a a 1相当以下のユーロ建て高利回り社債および米ドル建てまたはユーロ建ての投資適格公社債（資産担保証券およびモーゲージ担保証券を含みます。）も組入れを可能とします。なお、S & Pまたはムーディーズによる格付けが付与されていないユーロ建て債券に関しては、同等の信用を有すると判断する場合は組入れを可能とします。
- c . ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の評価等に加えて、業種分散に配慮した銘柄選定を行います。
- d . 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- e . 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- f . 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジット・リンク債その他の有価証券で、クレジット・デフォルト・スワップ指数を参照するもの（以下「C L N」といいます。）へ投資できるものとします。
- g . 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内外で、貸債の指図を行うことができます。
- h . 米国高利回り社債への投資についてはピーピーエム アメリカ インク に、欧州高利回り社債への投資については エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- i . 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- j . 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りま。
 - ハ 金銭債権（上記イおよび下記二に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を主としてP C A アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたP C A 米国ハイイールド社債ファンド マザーファンドおよびP C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．から11．までの証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。
- 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）であって、主として金銭債権および債券を信託財産とするもの

21の2．資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）であって、主として金銭債権および債券を信託財産とするもの

22．外国の者に対する権利で上記21．および21の2.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1．の証券または証書、12．および17．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券および12．および17．の証券のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

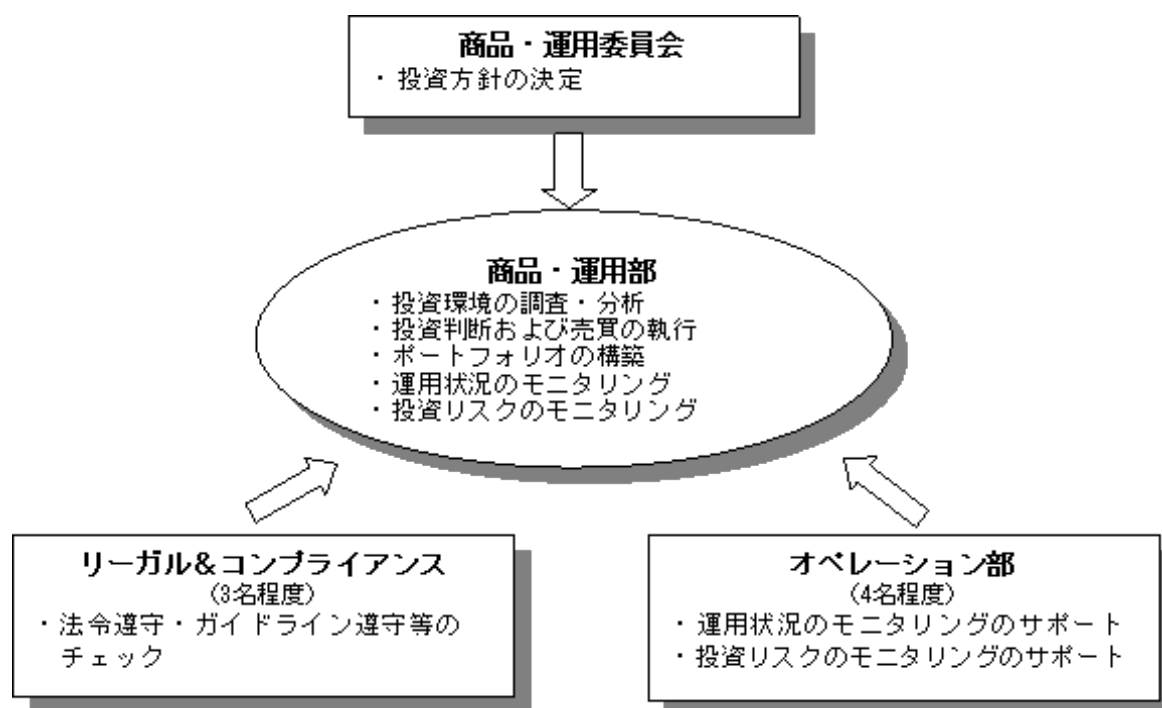
- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

ただし、上記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 1．から4．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 委託会社の運用体制および内部管理体制 >



1. 商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 商品・運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、商品・運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。投資リスクのモニタリング等も行います。

< 運用体制に関する社内規則 >

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」および「業務委託に関する規程」に則って運用を行います。

< 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

投資顧問会社に対しては「業務委託に関する規程」に則り、ガイドラインの遵守状況等のチェックが行われていることの確認を行っています。

委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社に当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託します。

< 投資顧問会社の運用体制 >

ピーピーエム アメリカ インク

- ・ 20名程度で構成されるクレジット・アナリスト・チームが、投資対象銘柄の発行企業の財務分析のほか、当該企業の経営者の資質・経営戦略・競争力・主要株主の構成など、幅広い観点から企業の分析を行い、投資銘柄の選択を行います。また、クレジット・コミティーにおいて銘柄選択を検討・承認します。
- ・ ポートフォリオ・マネジャーが最終的な投資判断を行い、ポートフォリオの構築を行います。
- ・ トレーディング・チームにおいて、債券売買の発注を行います。
- ・ 債券運用部およびリスク・マネジメント・チームが、日次でポートフォリオ・リスクのモニタリングを行います。

エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド

- ・ 50名程度で構成されるクレジット・アナリスト・チームが、投資対象銘柄の発行企業のビジネスリスク（経営者の資質・経営戦略・市場占有率・商品開発力等）、ファイナンシャルリスク（キャッシュフロー・負債・利益率・資本構成等）および個別債券の条項等について分析を行います。
- ・ ファンドマネジャーがクレジット・アナリスト・チームからの情報をもとに、最終的な業種別配分の決定および銘柄の選択を行い、ポートフォリオの構築を行います。
- ・ ディーリング・チームが個別銘柄の売買状況についての情報提供および売買の発注を行います。
- ・ 債券運用部およびリスク・チームが社内システム等を用いてポートフォリオ・リスクのモニタリングを行います。

なお、ファンドの運用体制は平成23年7月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】**収益分配方針**

毎月決算を行い、毎計算期末（毎月10日、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた利子・配当等収益を中心に、委託会社が基準価額水準・市況動向などを勘案して決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
3. 留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
2. 上記1. a. におけるみなし利子等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる利子等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の交付

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

1. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合 には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、信託財産に属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。
2. 株式等への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 投資する株式等の範囲
 - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
4. 同一銘柄の株式等への投資制限
 - a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - b. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- c. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 投資信託証券への投資制限
マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券（C L Nで投資信託証券の性質を有するものを除きます。）およびC L Nへの実質投資割合の合計は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 受益証券発行信託の受益証券等への投資制限
前記「(2) 投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げる21.、21の2.の証券および22.の権利への実質投資割合の合計は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
7. 先物取引等の運用指図・目的・範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。イ. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- ロ. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2) 投資対象 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに上記(2) 投資対象 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに上記(2) 投資対象 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
- ハ. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 7. に規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および選択権取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および選択権取引を行うことの指図をすることができます。

- イ．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする米ドル以外の通貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする米ドル以外の通貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする米ドル以外の通貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- ロ．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- ハ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本7．に規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ｃ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- イ．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 1．から4．までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
- ロ．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに上記(2)投資対象 1．から4．までに掲げる金融商品で運用している額（以下本ロ．において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- ハ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本7．に規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 8．スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本ｃ．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ｄ．上記ｃ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマ

ザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- e . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- f . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 9 . 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
 - a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - b . 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - c . 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本 c . において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - d . 上記 c . においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - e . 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - f . 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - g . 金利先渡取引は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - h . 為替先渡取引は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本 h . において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本 h . において同じ。）を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

10 . 有価証券の貸付けの指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ. およびロ. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記 a. のイ. およびロ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
11. 有価証券の空売りの指図範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記12. の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
12. 有価証券の借入れ
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。
13. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
14. 外国為替予約取引の指図
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 上記 a. および b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
15. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
- 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

16．再投資の指図

委託会社は、上記15．の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

17．資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- c．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d．借入金の利息は信託財産中から支払われます。

18．受託会社による資金の立替え

- a．信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b．信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c．上記a．およびb．の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令に基づく投資制限

1．デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、一の投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行うことまたは継続することを受託会社に指図しません。

2．同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

<参考> P C A米国ハイイールド社債ファンド マザーファンドの投資方針

(1) 投資方針

基本方針

当ファンドは、主として米国の高利回り社債に投資することにより、高い金利収入の確保とともに、証券の値上り益を追求し信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

運用方法

1．投資対象

主として米国の高利回り社債（原則としてS & PまたはムーディーズによるB - 相当以

上の長期信用格付けを有するもの）を投資対象とします。

2．投資態度

- a．主として米国の高利回り社債に投資します。当ファンドは原則として投資時において、S & Pまたはムーディーズのうち1社以上の格付機関からB - 相当以上の格付け（S & Pにおいて「B - 」以上、またはムーディーズにおいて「B 3」以上）を得ている債券に投資を行い、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益の獲得を目指した運用を行います。なお、組入時S & PおよびムーディーズからB - 相当以上の格付けを取得していたものの、組入後いずれか1社の格付けがB - 相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券がS & PおよびムーディーズのいずれからB - 相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。
- b．ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の評価等に加えて、業種分散に配慮した銘柄選定を行います。
- c．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- d．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- e．ピーピーエム アメリカ インクに運用の指図に関する権限を委託します。
- f．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- g．資金動向、市場動向および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3．投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款の範囲で行います。

スワップ取引は、約款の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款の範囲で行います。

<参考> P C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンドの投資方針

(1) 投資方針

基本方針

当ファンドは、主として欧州のユーロ建ての高利回り社債に投資することにより、安定的な金利収入の確保とともに証券の値上り益を追求し、信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

運用方法

1．投資対象

欧州のユーロ建て高利回り社債を主要投資対象とします。

2．投資態度

- a．主として欧州のユーロ建て高利回りの社債に投資を行い、安定的な金利収入の確保とともに証券の値上り益を追求した運用を行います。

- b. 原則として投資時において、S & Pまたはムーディーズのうち1社以上からB - / B 3相当以上B B + / B a 1相当以下の格付けを得ているユーロ建て高利回り社債を中心に投資を行います。ただし、C C C - / C a a 3相当以上C C C + / C a a 1相当以下のユーロ建て高利回り社債およびユーロ建て投資適格公社債（資産担保証券およびモーゲージ担保証券を含みます。）も組入れを可能とします。なお、S & Pまたはムーディーズによる格付けが付与されていないユーロ建て債券に関しては、委託会社が同等の信用を有すると判断する場合は組入れを可能とします。
- c. ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の評価等に加えて、業種分散に配慮した銘柄選定を行います。
- d. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- e. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- f. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジット・リンク債その他の有価証券で、クレジット・デフォルト・スワップ指数を参照するもの（以下「CLN」といいます。）へ信託財産の純資産総額の5%を上限として投資できるものとします。
- g. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内外で、貸債の指示を行うことができます。
- h. エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- i. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- j. 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券（CLNで投資信託証券の性質を有するものを除きます。）への投資は、CLNへの投資とあわせて信託財産の純資産総額の5%以下とします。

先物取引等は、約款の範囲で行います。

スワップ取引は、約款の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款の範囲で行います。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1．為替変動リスク

為替相場は、投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

2．信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

3．金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主として債券に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

4．流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

- 1．当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 2．当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
- 3．分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 4．金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
- 5．外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端

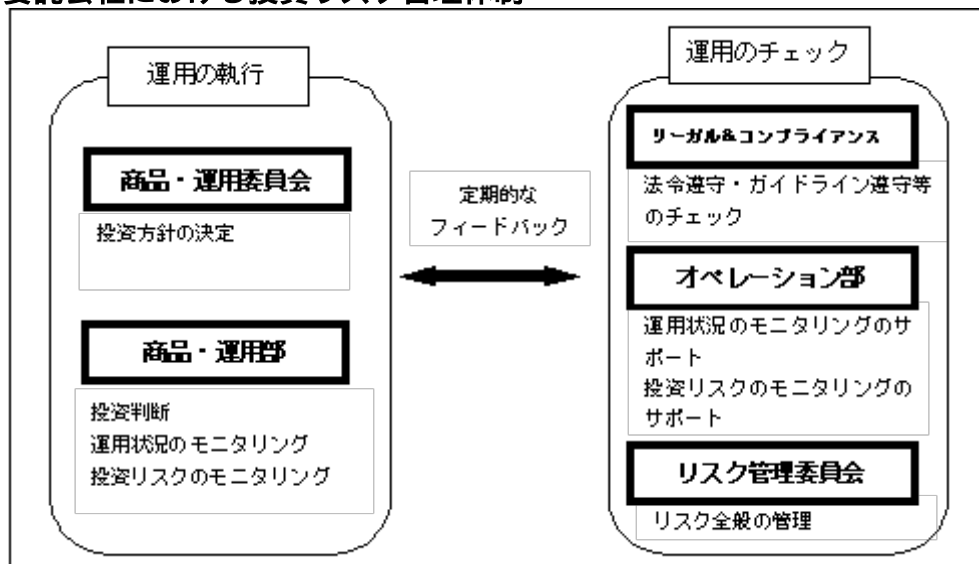
な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。

- 6．当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は今後変更される場合があります。
- 7．法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

1．委託会社における投資リスク管理体制



- ・商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・商品・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、マザーファンドの運用の委託先である投資顧問会社における投資方針の遵守状況および運用状況の確認ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該委託先に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
- ・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンスは、法令や投資ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等に関する委託先からの定期的な報告を求めるなど所要のモニタリングを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク管理委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク管理委員会が行います。
- ・重要報告事項については、リスク管理委員会の各委員が、同委員会等に報告し、審議します。

2．投資顧問会社における投資リスク管理体制

ピーピーエム アメリカ インク

- ・債券運用部およびリスク・マネジメント・チームが、日次でポートフォリオ・リスクのモニタリングを行います。
- ・リーガル&コンプライアンス等運用部から独立した部署が、投資ガイドラインの遵守状況等のチェックを行い、定期的にレポートを委託会社に提出します。

エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド

- ・債券運用部およびリスク・チームが社内のシステム等を用いて日次でポートフォリオ・リスクのモニタリングを行います。
- ・運用部から独立した部署が投資ガイドラインの遵守状況等のチェックを行い、定期的にレポートを委託会社に提出します。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成23年7月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

< 照会先 >

P C A アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp/>

償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保金としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率1.554%（税抜1.48%）を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の配分は、以下の通りです。

各販売会社の取扱い 純資産残高のうち		300億円以下の部分	300億円超の部分
配分	委託会社	年率0.7665%（税抜 0.73%）	年率0.7770%（税抜 0.74%）
	販売会社	年率0.7350%（税抜 0.70%）	年率0.7350%（税抜 0.70%）
	受託会社	年率0.0525%（税抜 0.05%）	年率0.0420%（税抜 0.04%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

委託会社が受取る報酬には、マザーファンドの投資顧問会社であるピーピーエム アメリカインクおよびエム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッドへの投資顧問報酬（委託先ごとの信託財産の純資産総額に年0.385%以内の率を乗じて得た額）が含まれます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）、信託事務の処理等に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のためにを行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用の上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のときまたは委託会社が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末に、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する諸費用、有価証券の借入れを行った場合の品借料、外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおける上記、およびの費用については、間接的に当ファンドの受益者が負担することになります。なお、当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込みおよび一部解約については、手数料および信託財産留保金はかかりません。

上記（４）に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドにかかる上記（１）から（４）に掲げる「手数料等」の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

平成26年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

なお、配当控除の適用はありません。

b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）は、譲渡所得として10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

源泉徴収選択口座を利用している場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。

平成26年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

２．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額について、7%（所得税7%、地方税の徴収はありません。）の税率で源泉徴収が行われます。

平成26年1月1日以降は、上記の税率は15%（所得税15%、地方税の徴収はありません。）となる予定です。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

１．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料（消

費税等相当額を含みます。)は含まれません。)が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- 2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

- 3．受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1．当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2．当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

上記の内容は平成23年7月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年7月29日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,157,745,515	100.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	951,037	0.08
合計（純資産総額）	-	1,156,794,478	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年7月29日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	P C A 欧州ハイ イールド社債ファ ンド マザーファン ド	488,090,346	1.2184	594,689,278	1.1766	574,287,101	49.64
日本	親投資信託 受益証券	P C A 米国ハイ イールド社債ファ ンド マザーファン ド	562,912,122	1.0694	601,978,224	1.0365	583,458,414	50.44

種類別投資比率 (平成23年7月29日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.08
合計	100.08

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】(平成23年7月29日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】(平成23年7月29日現在)

該当事項はありません。

参考情報

< P C A 米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド >

(1) 投資状況

(平成23年7月29日現在)

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率 （％）
社債券	アメリカ	18,487,182,024	81.98
	カナダ	722,580,440	3.20
	ドイツ	70,559,347	0.31
	オーストラリア	119,708,971	0.53
	イギリス	152,668,715	0.68
	バミューダ	111,077,547	0.49
	ニュージーランド	30,476,523	0.14
	オランダ	25,632,891	0.11
	スペイン	140,908,889	0.62
	ルクセンブルク	148,891,724	0.66
	ケイマン諸島	204,192,277	0.91
	リベリア	344,392,830	1.53
	マーシャル諸島	18,629,894	0.08
	小 計	20,576,902,072	91.25
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,973,484,222	8.75
合計（純資産総額）	-	22,550,386,294	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

(平成23年7月29日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	社債券	6% BOSTON SCIENTIFIC BSX	4,000,000	8,226.95	329,078,084	8,754.93	350,197,326	6	2020/1/15	1.55
リベリア	社債券	7.5% ROYAL CARIBBEAN CR	4,380,000	7,707.15	337,573,170	7,862.85	344,392,830	7.5	2027/10/15	1.53
アメリカ	社債券	9% CITIZENS COMM	3,900,000	8,018.55	312,723,450	8,067.20	314,621,043	9	2031/8/15	1.40
アメリカ	社債券	9.25% HCA INC	3,615,000	8,407.80	303,941,970	8,300.75	300,072,338	9.25	2016/11/15	1.33
アメリカ	社債券	9.5% CEMEX FINANCE LLC	3,192,000	8,372.76	267,258,738	7,707.15	246,012,228	9.5	2016/12/14	1.09
アメリカ	社債券	6.9% SPRINGLEAF FINANCE	3,250,000	7,045.42	228,976,312	7,337.36	238,464,281	6.9	2017/12/15	1.06
アメリカ	社債券	7.45% FORD MOTOR COMPANY	2,444,000	8,699.70	212,620,806	8,899.81	217,511,405	7.45	2031/7/16	0.96
アメリカ	社債券	8% LBI ESCROW CORP	2,432,000	8,660.81	210,630,960	8,777.58	213,470,928	8	2017/11/1	0.95
アメリカ	社債券	5.65% INTL LEASE FINANCE	2,685,000	7,862.84	211,117,522	7,901.77	212,162,658	5.65	2014/6/1	0.94
アメリカ	社債券	5.2% AMSOUTH BANK NA	2,746,000	7,718.83	211,959,081	7,525.21	206,642,391	5.2	2015/4/1	0.92

国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	社債	6.75% HOST MARRIOTT LP	2,500,000	8,038.01	200,950,312	8,038.01	200,950,312	6.75	2016/6/1	0.89
アメリカ	社債	11.375% YONKERS RACING	2,348,000	8,660.81	203,355,877	8,446.72	198,329,103	11.375	2016/7/15	0.88
アメリカ	社債	6.875% NEXTEL COMMUNICATIONS	2,465,000	7,843.38	193,339,501	7,819.09	192,740,773	6.875	2013/10/31	0.85
アメリカ	社債	ENTERPRISE PRODUCTS OPER	2,259,000	8,113.20	183,277,223	8,193.71	185,095,965	7.034	2068/1/15	0.82
アメリカ	社債	8.375% STANDRD PAC CORP	2,400,000	8,252.10	198,050,400	7,707.15	184,971,600	8.375	2021/1/15	0.82
アメリカ	社債	8.125% FORD MOTOR CREDIT	2,000,000	8,952.75	179,055,000	9,151.03	183,020,679	8.125	2020/1/15	0.81
アメリカ	社債	11.375% CKE RESTAURANTS	2,122,000	8,611.76	182,741,695	8,602.42	182,543,458	11.375	2018/7/15	0.81
アメリカ	社債	9.875% GENON ESCROW CORP	2,174,000	8,115.86	176,438,850	8,252.10	179,400,654	9.875	2020/10/15	0.80
アメリカ	社債	7.875% CCO HLDGS LLC	2,103,000	8,329.94	175,178,848	8,427.26	177,225,330	7.875	2018/4/30	0.79
アメリカ	社債	10.375% AMER AIRLN PT TR	1,963,586.88	9,176.17	180,182,256	8,991.67	176,559,350	10.375	2019/7/2	0.78
アメリカ	社債	5% FORD MOTOR CREDIT	2,264,000	7,785.00	176,252,400	7,761.64	175,723,642	5	2018/5/15	0.78
アメリカ	社債	7.25% CHESAPEAKE ENRGY	2,000,000	8,699.73	173,994,750	8,680.27	173,605,500	7.25	2018/12/15	0.77
アメリカ	社債	9.25% FREESCALE SEMICO	2,027,000	8,621.88	174,765,659	8,524.57	172,793,135	9.25	2018/4/15	0.77
アメリカ	社債	6% SPRINT NEXTEL CORP	2,192,000	8,018.55	175,766,616	7,823.92	171,500,436	6	2016/12/1	0.76
アメリカ	社債	6.65% PIONEER NATURAL	2,000,000	8,388.33	167,766,750	8,510.48	170,209,683	6.65	2017/3/15	0.75
アメリカ	社債	7.875% CASE NEW HOLLAND	1,906,000	8,719.20	166,187,952	8,816.51	168,042,728	7.875	2017/12/1	0.75
アメリカ	社債	7.7% GEORGIA-PACIFIC	1,808,000	8,874.90	160,458,192	9,099.49	164,518,910	7.7	2015/6/15	0.73
アメリカ	社債	7.75% STEEL DYNAMICS INC	2,000,000	8,271.56	165,431,250	8,213.17	164,263,500	7.75	2016/4/15	0.73
アメリカ	社債	7.125% DISH DBS CORP	1,968,000	8,300.75	163,358,883	8,291.02	163,167,372	7.125	2016/2/1	0.72
アメリカ	社債	7.5% WINDSTREAM CORP	2,000,000	7,668.22	153,364,500	7,911.50	158,230,125	7.5	2023/4/1	0.70

種類別投資比率（平成23年7月29日現在）

種類	投資比率（％）
社債券	91.25
合計	91.25

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

投資不動産物件（平成23年7月29日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの（平成23年7月29日現在）

該当事項はありません。

< P C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド >

(1) 投資状況

(平成23年7月29日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	アメリカ	265,540,203	6.02
	カナダ	111,985,379	2.54
	ドイツ	401,780,105	9.12
	イタリア	66,165,660	1.50
	フランス	206,807,648	4.69
	イギリス	572,725,684	12.99
	オランダ	655,139,023	14.86
	スペイン	196,674,638	4.46
	ベルギー	43,648,951	0.99
	スウェーデン	118,797,433	2.70
	オーストリア	29,072,790	0.66
	ルクセンブルク	837,608,239	19.00
	デンマーク	35,233,002	0.80
	アイルランド	347,523,570	7.88
	ハンガリー	75,931,778	1.72
	南アフリカ	120,738,405	2.74
	ケイマン諸島	20,262,815	0.46
	クロアチア	62,184,581	1.41
	リベリア	52,091,533	1.18
	小 計	4,219,911,437	95.74
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	187,970,912	4.26
合計（純資産総額）	-	4,407,882,349	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成23年7月29日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ドイツ	社債 券	9.625% UPC GERMANY GMBH	1,180,000	12,265.07	144,727,868	12,002.27	141,626,815	9.625	2019/12/1	3.21
オランダ	社債 券	8% ZIGGO BOND CO	1,099,000	11,679.24	128,354,864	11,389.62	125,172,006	8	2018/5/15	2.84
ルクセンブルク	社債 券	6.25% FIAT INDUSTRIAL FI	1,000,000	11,200.55	112,005,518	10,888.37	108,883,725	6.25	2018/3/9	2.47
イギリス	社債 券	10.75% TVN FINANCE CORP	730,000	12,476.04	91,075,112	12,531.37	91,479,037	10.75	2017/11/15	2.08
スペイン	社債 券	7.375% OBRASCON HUARTE	800,000	11,344.32	90,754,583	11,111.15	88,889,220	7.375	2015/4/28	2.02
イギリス	社債 券	6.75% REXAM PLC	808,000	11,084.10	89,559,601	10,888.37	87,978,049	6.75	2067/6/29	2.00
アイルランド	社債 券	9.25% ARDAGH PACKAGING F	740,000	11,835.18	87,580,387	11,180.77	82,737,707	9.25	2020/10/15	1.88
ルクセンブルク	社債 券	6.375% TELENET FIN LUX	758,000	10,814.89	81,976,913	10,623.82	80,528,565	6.375	2020/11/15	1.83
オランダ	社債 券	8.5% INTERGEN NV	675,000	11,870.06	80,122,929	11,695.94	78,947,662	8.5	2017/6/30	1.79
ルクセンブルク	社債 券	8% BEVERAGE PACK	750,000	11,055.45	82,915,931	10,331.42	77,485,668	8	2016/12/15	1.76
オランダ	社債 券	7.5% CONTI-GUMMI FIN	665,000	11,818.47	78,592,885	11,604.38	77,169,176	7.5	2017/9/15	1.75
オランダ	社債 券	4.75% CEMEX FINANCE EURO	750,000	10,637.59	79,781,951	9,913.71	74,352,825	4.75	2014/3/5	1.69
イギリス	社債 券	9.75% BOPARAN HOLDINGS L	700,000	10,938.49	76,569,486	10,359.27	72,514,890	9.75	2018/4/30	1.65
イギリス	社債 券	7.125% FCE BANK PLC	600,000	11,723.79	70,342,785	11,528.86	69,173,190	7.125	2013/1/15	1.57
フランス	社債 券	5.75% NEXANS SA	600,000	11,234.34	67,406,099	11,139.00	66,834,000	5.75	2017/5/2	1.52
イタリア	社債 券	LOTTOMATICA SPA	600,000	11,585.03	69,510,233	11,027.61	66,165,660	8.25	2066/3/31	1.50
ハンガリー	社債 券	3.875% MOL MAGYAR OLAJ	600,000	10,526.35	63,158,130	10,609.89	63,659,385	3.875	2015/10/5	1.44
スペイン	社債 券	9.5% INAER AVIATION FIN	567,000	11,333.28	64,259,726	11,027.60	62,526,548	9.5	2017/8/1	1.42
クロアチア	社債 券	10% AGROKOR D.D	542,000	11,919.84	64,605,540	11,473.16	62,184,581	10	2016/12/7	1.41
アイルランド	社債 券	7.125% ARDAGH GLASS	595,000	10,793.52	64,221,462	10,303.57	61,306,271	7.125	2017/6/15	1.39
カナダ	社債 券	6.125% BOMBARDIER INC	550,000	10,915.99	60,037,984	11,027.61	60,651,855	6.125	2021/5/15	1.38
アイルランド	社債 券	7.75% SMURFIT KAPPA ACQU	500,000	11,695.95	58,479,750	11,417.47	57,087,375	7.75	2019/11/15	1.30
フランス	社債 券	7% CEGEDIM SA	500,000	11,622.65	58,113,276	11,027.61	55,138,050	7	2015/7/27	1.25
ルクセンブルク	社債 券	7.375% WIND ACQUISITION	497,000	11,682.02	58,059,670	11,083.30	55,084,025	7.375	2018/2/15	1.25
ドイツ	社債 券	9.75% NORDENIA HOLDING	452,000	12,174.92	55,030,670	11,918.72	53,872,659	9.75	2017/7/15	1.22
ルクセンブルク	社債 券	8.25% CODERE FIN LUX	467,000	11,474.09	53,584,036	11,194.69	52,279,225	8.25	2015/6/15	1.19
リベリア	社債 券	5.625% ROYAL CARIBBEAN CR	470,000	11,189.34	52,589,936	11,083.30	52,091,533	5.625	2014/1/27	1.18
ルクセンブルク	社債 券	8.875% MARK IV USA/EURO	440,000	11,862.14	52,193,437	11,751.64	51,707,238	8.875	2017/12/15	1.17
カナダ	社債 券	7.25% BOMBARDIER INC	441,000	11,703.19	51,611,069	11,640.25	51,333,524	7.25	2016/11/15	1.16
オランダ	社債 券	7.875% NEW WORLD RESOUR	425,000	11,748.94	49,933,021	11,556.71	49,116,028	7.875	2018/5/1	1.11

種類別投資比率（平成23年7月29日現在）

種類	投資比率（％）
社債券	95.74
合計	95.74

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

投資不動産物件（平成23年7月29日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの（平成23年7月29日現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年7月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(平成17年10月11日)	1,570	1,578	1.0101	1.0153
第2期	(平成17年11月10日)	2,271	2,282	1.0214	1.0266
第3期	(平成17年12月12日)	3,155	3,170	1.0500	1.0552
第4期	(平成18年 1月10日)	3,354	3,371	1.0159	1.0211
第5期	(平成18年 2月10日)	3,570	3,589	1.0422	1.0477
第6期	(平成18年 3月10日)	3,620	3,639	1.0302	1.0357
第7期	(平成18年 4月10日)	3,571	3,590	1.0347	1.0402
第8期	(平成18年 5月10日)	3,288	3,306	0.9960	1.0015
第9期	(平成18年 6月12日)	3,392	3,411	1.0088	1.0143
第10期	(平成18年 7月10日)	3,481	3,500	1.0037	1.0092
第11期	(平成18年 8月10日)	3,627	3,646	1.0222	1.0277
第12期	(平成18年 9月11日)	3,777	3,799	1.0311	1.0371
第13期	(平成18年10月10日)	4,019	4,042	1.0497	1.0557
第14期	(平成18年11月10日)	4,117	4,141	1.0580	1.0640
第15期	(平成18年12月11日)	4,272	4,296	1.0630	1.0690
第16期	(平成19年 1月10日)	4,265	4,289	1.0772	1.0832
第17期	(平成19年 2月13日)	4,335	4,359	1.1014	1.1074
第18期	(平成19年 3月12日)	4,149	4,172	1.0756	1.0816
第19期	(平成19年 4月10日)	4,230	4,253	1.0881	1.0941

期	年月日	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20期	(平成19年 5月10日)	4,349	4,373	1.1082	1.1142
第21期	(平成19年 6月11日)	4,341	4,365	1.1007	1.1067
第22期	(平成19年 7月10日)	4,325	4,349	1.1034	1.1094
第23期	(平成19年 8月10日)	4,050	4,073	1.0315	1.0375
第24期	(平成19年 9月10日)	3,843	3,867	0.9874	0.9934
第25期	(平成19年10月10日)	4,173	4,196	1.0576	1.0636
第26期	(平成19年11月12日)	3,898	3,922	0.9966	1.0026
第27期	(平成19年12月10日)	3,844	3,867	0.9855	0.9915
第28期	(平成20年 1月10日)	3,691	3,714	0.9486	0.9546
第29期	(平成20年 2月12日)	3,416	3,439	0.8845	0.8905
第30期	(平成20年 3月10日)	3,312	3,335	0.8601	0.8661
第31期	(平成20年 4月10日)	3,434	3,457	0.8817	0.8877
第32期	(平成20年 5月12日)	3,484	3,507	0.9024	0.9084
第33期	(平成20年 6月10日)	3,525	3,547	0.9270	0.9330
第34期	(平成20年 7月10日)	3,346	3,369	0.8855	0.8915
第35期	(平成20年 8月11日)	3,288	3,311	0.8785	0.8845
第36期	(平成20年 9月10日)	3,156	3,179	0.8373	0.8433
第37期	(平成20年10月10日)	2,335	2,357	0.6305	0.6365
第38期	(平成20年11月10日)	2,098	2,120	0.5722	0.5782
第39期	(平成20年12月10日)	1,759	1,781	0.4844	0.4904
第40期	(平成21年 1月13日)	1,906	1,928	0.5254	0.5314
第41期	(平成21年 2月10日)	1,887	1,908	0.5250	0.5310
第42期	(平成21年 3月10日)	1,839	1,858	0.5152	0.5207
第43期	(平成21年 4月10日)	2,000	2,019	0.5665	0.5720
第44期	(平成21年 5月11日)	2,181	2,200	0.6166	0.6221
第45期	(平成21年 6月10日)	2,187	2,206	0.6393	0.6448
第46期	(平成21年 7月10日)	2,073	2,092	0.6093	0.6148
第47期	(平成21年 8月10日)	2,256	2,274	0.6786	0.6841
第48期	(平成21年 9月10日)	2,157	2,176	0.6524	0.6579
第49期	(平成21年10月13日)	2,180	2,198	0.6623	0.6678
第50期	(平成21年11月10日)	2,182	2,200	0.6657	0.6712
第51期	(平成21年12月10日)	2,110	2,128	0.6477	0.6532
第52期	(平成22年 1月12日)	2,216	2,234	0.6872	0.6927
第53期	(平成22年 2月10日)	2,055	2,073	0.6400	0.6455
第54期	(平成22年 3月10日)	2,020	2,038	0.6455	0.6510
第55期	(平成22年 4月12日)	2,072	2,089	0.6727	0.6782
第56期	(平成22年 5月10日)	1,924	1,941	0.6341	0.6396
第57期	(平成22年 6月10日)	1,752	1,768	0.5875	0.5930

期	年月日	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第58期	(平成22年 7月12日)	1,754	1,770	0.5981	0.6036
第59期	(平成22年 8月10日)	1,671	1,687	0.6048	0.6103
第60期	(平成22年 9月10日)	1,591	1,606	0.5780	0.5835
第61期	(平成22年10月12日)	1,630	1,645	0.5998	0.6053
第62期	(平成22年11月10日)	1,597	1,611	0.5978	0.6033
第63期	(平成22年12月10日)	1,532	1,546	0.5865	0.5920
第64期	(平成23年 1月11日)	1,493	1,507	0.5770	0.5825
第65期	(平成23年 2月10日)	1,502	1,515	0.5960	0.6015
第66期	(平成23年 3月10日)	1,471	1,485	0.5997	0.6052
第67期	(平成23年 4月11日)	1,518	1,532	0.6228	0.6283
第68期	(平成23年 5月10日)	1,431	1,444	0.5865	0.5920
第69期	(平成23年 6月10日)	1,307	1,320	0.5844	0.5899
第70期	(平成23年 7月11日)	1,246	1,258	0.5747	0.5802
	平成22年 7月末日	1,686	-	0.6072	-
	平成22年 8月末日	1,605	-	0.5808	-
	平成22年 9月末日	1,642	-	0.6042	-
	平成22年10月末日	1,598	-	0.5955	-
	平成22年11月末日	1,548	-	0.5902	-
	平成22年12月末日	1,485	-	0.5735	-
	平成23年 1月末日	1,513	-	0.5919	-
	平成23年 2月末日	1,481	-	0.5928	-
	平成23年 3月末日	1,477	-	0.6049	-
	平成23年 4月末日	1,493	-	0.6119	-
	平成23年 5月末日	1,367	-	0.5927	-
	平成23年 6月末日	1,282	-	0.5811	-
	平成23年 7月末日	1,156	-	0.5556	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 平成17年 7月29日 至 平成17年10月11日	0.0052
第2期	自 平成17年10月12日 至 平成17年11月10日	0.0052
第3期	自 平成17年11月11日 至 平成17年12月12日	0.0052
第4期	自 平成17年12月13日 至 平成18年 1月10日	0.0052
第5期	自 平成18年 1月11日 至 平成18年 2月10日	0.0055
第6期	自 平成18年 2月11日 至 平成18年 3月10日	0.0055
第7期	自 平成18年 3月11日 至 平成18年 4月10日	0.0055
第8期	自 平成18年 4月11日 至 平成18年 5月10日	0.0055
第9期	自 平成18年 5月11日 至 平成18年 6月12日	0.0055
第10期	自 平成18年 6月13日 至 平成18年 7月10日	0.0055
第11期	自 平成18年 7月11日 至 平成18年 8月10日	0.0055
第12期	自 平成18年 8月11日 至 平成18年 9月11日	0.0060
第13期	自 平成18年 9月12日 至 平成18年10月10日	0.0060
第14期	自 平成18年10月11日 至 平成18年11月10日	0.0060
第15期	自 平成18年11月11日 至 平成18年12月11日	0.0060
第16期	自 平成18年12月12日 至 平成19年 1月10日	0.0060
第17期	自 平成19年 1月11日 至 平成19年 2月13日	0.0060
第18期	自 平成19年 2月14日 至 平成19年 3月12日	0.0060
第19期	自 平成19年 3月13日 至 平成19年 4月10日	0.0060
第20期	自 平成19年 4月11日 至 平成19年 5月10日	0.0060
第21期	自 平成19年 5月11日 至 平成19年 6月11日	0.0060
第22期	自 平成19年 6月12日 至 平成19年 7月10日	0.0060
第23期	自 平成19年 7月11日 至 平成19年 8月10日	0.0060

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第24期	自 平成19年 8月11日 至 平成19年 9月10日	0.0060
第25期	自 平成19年 9月11日 至 平成19年10月10日	0.0060
第26期	自 平成19年10月11日 至 平成19年11月12日	0.0060
第27期	自 平成19年11月13日 至 平成19年12月10日	0.0060
第28期	自 平成19年12月11日 至 平成20年 1月10日	0.0060
第29期	自 平成20年 1月11日 至 平成20年 2月12日	0.0060
第30期	自 平成20年 2月13日 至 平成20年 3月10日	0.0060
第31期	自 平成20年 3月11日 至 平成20年 4月10日	0.0060
第32期	自 平成20年 4月11日 至 平成20年 5月12日	0.0060
第33期	自 平成20年 5月13日 至 平成20年 6月10日	0.0060
第34期	自 平成20年 6月11日 至 平成20年 7月10日	0.0060
第35期	自 平成20年 7月11日 至 平成20年 8月11日	0.0060
第36期	自 平成20年 8月12日 至 平成20年 9月10日	0.0060
第37期	自 平成20年 9月11日 至 平成20年10月10日	0.0060
第38期	自 平成20年10月11日 至 平成20年11月10日	0.0060
第39期	自 平成20年11月11日 至 平成20年12月10日	0.0060
第40期	自 平成20年12月11日 至 平成21年 1月13日	0.0060
第41期	自 平成21年 1月14日 至 平成21年 2月10日	0.0060
第42期	自 平成21年 2月11日 至 平成21年 3月10日	0.0055
第43期	自 平成21年 3月11日 至 平成21年 4月10日	0.0055
第44期	自 平成21年 4月11日 至 平成21年 5月11日	0.0055
第45期	自 平成21年 5月12日 至 平成21年 6月10日	0.0055
第46期	自 平成21年 6月11日 至 平成21年 7月10日	0.0055
第47期	自 平成21年 7月11日 至 平成21年 8月10日	0.0055

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第48期	自 平成21年 8月11日 至 平成21年 9月10日	0.0055
第49期	自 平成21年 9月11日 至 平成21年10月13日	0.0055
第50期	自 平成21年10月14日 至 平成21年11月10日	0.0055
第51期	自 平成21年11月11日 至 平成21年12月10日	0.0055
第52期	自 平成21年12月11日 至 平成22年 1月12日	0.0055
第53期	自 平成22年 1月13日 至 平成22年 2月10日	0.0055
第54期	自 平成22年 2月11日 至 平成22年 3月10日	0.0055
第55期	自 平成22年 3月11日 至 平成22年 4月12日	0.0055
第56期	自 平成22年 4月13日 至 平成22年 5月10日	0.0055
第57期	自 平成22年 5月11日 至 平成22年 6月10日	0.0055
第58期	自 平成22年 6月11日 至 平成22年 7月12日	0.0055
第59期	自 平成22年 7月13日 至 平成22年 8月10日	0.0055
第60期	自 平成22年 8月11日 至 平成22年 9月10日	0.0055
第61期	自 平成22年 9月11日 至 平成22年10月12日	0.0055
第62期	自 平成22年10月13日 至 平成22年11月10日	0.0055
第63期	自 平成22年11月11日 至 平成22年12月10日	0.0055
第64期	自 平成22年12月11日 至 平成23年 1月11日	0.0055
第65期	自 平成23年 1月12日 至 平成23年 2月10日	0.0055
第66期	自 平成23年 2月11日 至 平成23年 3月10日	0.0055
第67期	自 平成23年 3月11日 至 平成23年 4月11日	0.0055
第68期	自 平成23年 4月12日 至 平成23年 5月10日	0.0055
第69期	自 平成23年 5月11日 至 平成23年 6月10日	0.0055
第70期	自 平成23年 6月11日 至 平成23年 7月11日	0.0055

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 平成17年 7月29日 至 平成17年10月11日	1.5
第2期	自 平成17年10月12日 至 平成17年11月10日	1.6
第3期	自 平成17年11月11日 至 平成17年12月12日	3.3
第4期	自 平成17年12月13日 至 平成18年 1月10日	2.8
第5期	自 平成18年 1月11日 至 平成18年 2月10日	3.1
第6期	自 平成18年 2月11日 至 平成18年 3月10日	0.6
第7期	自 平成18年 3月11日 至 平成18年 4月10日	1.0
第8期	自 平成18年 4月11日 至 平成18年 5月10日	3.2
第9期	自 平成18年 5月11日 至 平成18年 6月12日	1.8
第10期	自 平成18年 6月13日 至 平成18年 7月10日	0.0
第11期	自 平成18年 7月11日 至 平成18年 8月10日	2.4
第12期	自 平成18年 8月11日 至 平成18年 9月11日	1.5
第13期	自 平成18年 9月12日 至 平成18年10月10日	2.4
第14期	自 平成18年10月11日 至 平成18年11月10日	1.4
第15期	自 平成18年11月11日 至 平成18年12月11日	1.0
第16期	自 平成18年12月12日 至 平成19年 1月10日	1.9
第17期	自 平成19年 1月11日 至 平成19年 2月13日	2.8
第18期	自 平成19年 2月14日 至 平成19年 3月12日	1.8
第19期	自 平成19年 3月13日 至 平成19年 4月10日	1.7
第20期	自 平成19年 4月11日 至 平成19年 5月10日	2.4
第21期	自 平成19年 5月11日 至 平成19年 6月11日	0.1
第22期	自 平成19年 6月12日 至 平成19年 7月10日	0.8
第23期	自 平成19年 7月11日 至 平成19年 8月10日	6.0

期	計算期間	収益率（％）
第24期	自 平成19年 8月11日 至 平成19年 9月10日	3.7
第25期	自 平成19年 9月11日 至 平成19年10月10日	7.7
第26期	自 平成19年10月11日 至 平成19年11月12日	5.2
第27期	自 平成19年11月13日 至 平成19年12月10日	0.5
第28期	自 平成19年12月11日 至 平成20年 1月10日	3.1
第29期	自 平成20年 1月11日 至 平成20年 2月12日	6.1
第30期	自 平成20年 2月13日 至 平成20年 3月10日	2.1
第31期	自 平成20年 3月11日 至 平成20年 4月10日	3.2
第32期	自 平成20年 4月11日 至 平成20年 5月12日	3.0
第33期	自 平成20年 5月13日 至 平成20年 6月10日	3.4
第34期	自 平成20年 6月11日 至 平成20年 7月10日	3.8
第35期	自 平成20年 7月11日 至 平成20年 8月11日	0.1
第36期	自 平成20年 8月12日 至 平成20年 9月10日	4.0
第37期	自 平成20年 9月11日 至 平成20年10月10日	24.0
第38期	自 平成20年10月11日 至 平成20年11月10日	8.3
第39期	自 平成20年11月11日 至 平成20年12月10日	14.3
第40期	自 平成20年12月11日 至 平成21年 1月13日	9.7
第41期	自 平成21年 1月14日 至 平成21年 2月10日	1.1
第42期	自 平成21年 2月11日 至 平成21年 3月10日	0.8
第43期	自 平成21年 3月11日 至 平成21年 4月10日	11.0
第44期	自 平成21年 4月11日 至 平成21年 5月11日	9.8
第45期	自 平成21年 5月12日 至 平成21年 6月10日	4.6
第46期	自 平成21年 6月11日 至 平成21年 7月10日	3.8

期	計算期間	収益率（％）
第47期	自 平成21年 7月11日 至 平成21年 8月10日	12.3
第48期	自 平成21年 8月11日 至 平成21年 9月10日	3.1
第49期	自 平成21年 9月11日 至 平成21年10月13日	2.4
第50期	自 平成21年10月14日 至 平成21年11月10日	1.3
第51期	自 平成21年11月11日 至 平成21年12月10日	1.9
第52期	自 平成21年12月11日 至 平成22年 1月12日	6.9
第53期	自 平成22年 1月13日 至 平成22年 2月10日	6.1
第54期	自 平成22年 2月11日 至 平成22年 3月10日	1.7
第55期	自 平成22年 3月11日 至 平成22年 4月12日	5.1
第56期	自 平成22年 4月13日 至 平成22年 5月10日	4.9
第57期	自 平成22年 5月11日 至 平成22年 6月10日	6.5
第58期	自 平成22年 6月11日 至 平成22年 7月12日	2.7
第59期	自 平成22年 7月13日 至 平成22年 8月10日	2.0
第60期	自 平成22年 8月11日 至 平成22年 9月10日	3.5
第61期	自 平成22年 9月11日 至 平成22年10月12日	4.7
第62期	自 平成22年10月13日 至 平成22年11月10日	0.6
第63期	自 平成22年11月11日 至 平成22年12月10日	1.0
第64期	自 平成22年12月11日 至 平成23年 1月11日	0.7
第65期	自 平成23年 1月12日 至 平成23年 2月10日	4.2
第66期	自 平成23年 2月11日 至 平成23年 3月10日	1.5
第67期	自 平成23年 3月11日 至 平成23年 4月11日	4.8
第68期	自 平成23年 4月12日 至 平成23年 5月10日	4.9
第69期	自 平成23年 5月11日 至 平成23年 6月10日	0.6
第70期	自 平成23年 6月11日 至 平成23年 7月11日	0.7

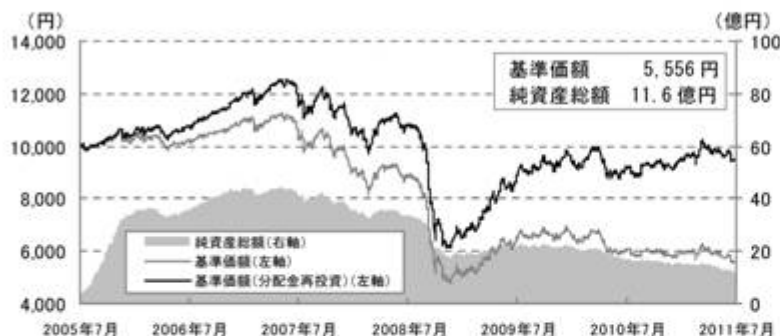
（注）収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

< 参考情報 >

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。 2011年7月29日現在

■基準価額・純資産の推移 期間: 設定日(2005年7月29日)～2011年7月29日



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ課税前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■分配の推移 (1万口当たり・課税前)

決算期	分配金
2011年3月(第66期)	55 円
2011年4月(第67期)	55 円
2011年5月(第68期)	55 円
2011年6月(第69期)	55 円
2011年7月(第70期)	55 円
直近1年間累計	660 円
設定以来累計	3,988 円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況

●マザーファンドの組入状況

組入資産	比率(%)
P C A 米国ハイイルド社債ファンド マザーファンド	50.44
P C A 欧州ハイイルド社債ファンド マザーファンド	49.64
現金・その他の資産(負債控除後)	-0.08

●「P C A 米国ハイイルド社債ファンド マザーファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
米ドル建公社債	92.83
現金・その他	7.17

※比率は、マザーファンドの純資産総額を100%として計算しています。米ドル建公社債の比率は経過利子相当分を含んでおります。

組入上位5銘柄

	銘柄	業種	利率(%)	償還日	格付け	比率(%)
1	BOSTON SCIENTIFIC CORP	ヘルスケア	6.000	2020/01/15	BBB-	1.70
2	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	サービス	7.500	2027/10/15	BB	1.67
3	FRONTIER COMMUNICATIONS	通信	9.000	2031/08/15	BB	1.53
4	HCA INC	ヘルスケア	9.250	2016/11/15	BB-	1.46
5	CEMEX FINANCE LLC	素材	9.500	2016/12/14	B	1.20

※比率は、組入債券評価額の合計を100%として計算しています。

※格付けは、S&P および Moody's の格付けをもとに、当社が独自に評価したものです。

※業種は、BofA メリルリンチの業種区分に準じて表示しています(一部当社判断に基づく分類を採用)。

●「P C A 欧州ハイイルド社債ファンド マザーファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
ユーロ建公社債	97.42
現金・その他	2.58

※比率は、マザーファンドの純資産総額を100%として計算しています。ユーロ建公社債の比率は経過利子相当分を含んでおります。

組入上位5銘柄

	銘柄	業種	利率(%)	償還日	格付け	比率(%)
1	UPC GERMANY GMBH	メディア	9.625	2019/12/01	B-	3.36
2	ZIGGO BOND CO	メディア	8.000	2018/05/15	B	2.97
3	FIAT INDUSTRIAL FI	自動車	6.250	2018/03/09	BB+	2.58
4	TVN FINANCE CORP	メディア	10.750	2017/11/15	B+	2.17
5	OBRASCON HUARTE	サービス	7.375	2015/04/28	BB	2.11

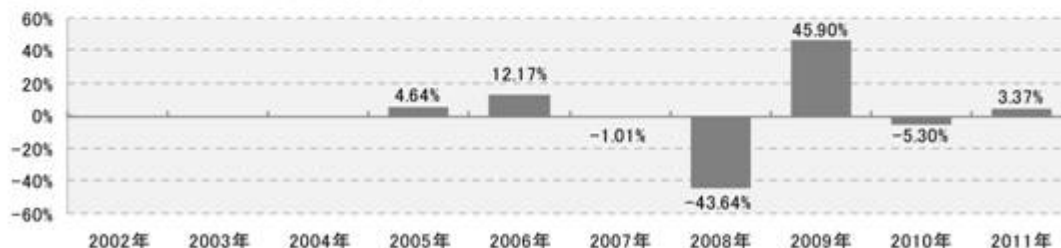
※比率は、組入債券評価額の合計を100%として計算しています。

※格付けは、S&P および Moody's の格付けをもとに、当社が独自に評価したものです。

※業種は、BofA メリルリンチの業種区分に準じて表示しています(一部当社判断に基づく分類を採用)。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、課税前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2005年は、設定日(2005年7月29日)から2005年12月末までの収益率です。

※2011年は、7月末までの収益率です。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 平成17年 7月29日 至 平成17年10月11日	1,555,128,177	-	1,555,128,177
第2期	自 平成17年10月12日 至 平成17年11月10日	672,652,346	4,200,000	2,223,580,523
第3期	自 平成17年11月11日 至 平成17年12月12日	815,203,339	33,809,781	3,004,974,081
第4期	自 平成17年12月13日 至 平成18年 1月10日	395,307,461	98,341,801	3,301,939,741
第5期	自 平成18年 1月11日 至 平成18年 2月10日	141,988,428	17,645,071	3,426,283,098
第6期	自 平成18年 2月11日 至 平成18年 3月10日	111,569,681	23,758,232	3,514,094,547
第7期	自 平成18年 3月11日 至 平成18年 4月10日	48,553,976	110,993,759	3,451,654,764
第8期	自 平成18年 4月11日 至 平成18年 5月10日	41,249,597	191,229,748	3,301,674,613
第9期	自 平成18年 5月11日 至 平成18年 6月12日	65,061,346	3,924,908	3,362,811,051
第10期	自 平成18年 6月13日 至 平成18年 7月10日	152,555,879	46,701,546	3,468,665,384
第11期	自 平成18年 7月11日 至 平成18年 8月10日	99,994,351	20,192,315	3,548,467,420
第12期	自 平成18年 8月11日 至 平成18年 9月11日	158,712,944	43,538,113	3,663,642,251
第13期	自 平成18年 9月12日 至 平成18年10月10日	261,361,523	95,920,795	3,829,082,979
第14期	自 平成18年10月11日 至 平成18年11月10日	139,143,455	76,058,656	3,892,167,778
第15期	自 平成18年11月11日 至 平成18年12月11日	155,102,968	27,574,125	4,019,696,621
第16期	自 平成18年12月12日 至 平成19年 1月10日	109,619,156	169,391,510	3,959,924,267
第17期	自 平成19年 1月11日 至 平成19年 2月13日	64,314,404	87,560,632	3,936,678,039
第18期	自 平成19年 2月14日 至 平成19年 3月12日	31,422,706	109,960,360	3,858,140,385
第19期	自 平成19年 3月13日 至 平成19年 4月10日	71,531,735	41,505,212	3,888,166,908
第20期	自 平成19年 4月11日 至 平成19年 5月10日	58,149,371	20,971,356	3,925,344,923
第21期	自 平成19年 5月11日 至 平成19年 6月11日	68,662,994	49,801,651	3,944,206,266
第22期	自 平成19年 6月12日 至 平成19年 7月10日	113,495,727	137,439,250	3,920,262,743
第23期	自 平成19年 7月11日 至 平成19年 8月10日	61,730,543	55,124,598	3,926,868,688

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第24期	自 平成19年 8月11日 至 平成19年 9月10日	36,832,332	71,009,308	3,892,691,712
第25期	自 平成19年 9月11日 至 平成19年10月10日	79,347,898	25,984,865	3,946,054,745
第26期	自 平成19年10月11日 至 平成19年11月12日	31,000,515	65,153,399	3,911,901,861
第27期	自 平成19年11月13日 至 平成19年12月10日	33,730,876	44,670,677	3,900,962,060
第28期	自 平成19年12月11日 至 平成20年 1月10日	22,122,591	31,679,504	3,891,405,147
第29期	自 平成20年 1月11日 至 平成20年 2月12日	26,831,027	55,386,454	3,862,849,720
第30期	自 平成20年 2月13日 至 平成20年 3月10日	30,139,332	41,707,537	3,851,281,515
第31期	自 平成20年 3月11日 至 平成20年 4月10日	90,766,840	46,642,930	3,895,405,425
第32期	自 平成20年 4月11日 至 平成20年 5月12日	9,663,119	43,364,963	3,861,703,581
第33期	自 平成20年 5月13日 至 平成20年 6月10日	27,411,322	86,395,409	3,802,719,494
第34期	自 平成20年 6月11日 至 平成20年 7月10日	12,560,025	35,507,013	3,779,772,506
第35期	自 平成20年 7月11日 至 平成20年 8月11日	25,652,588	61,881,672	3,743,543,422
第36期	自 平成20年 8月12日 至 平成20年 9月10日	69,048,115	42,507,064	3,770,084,473
第37期	自 平成20年 9月11日 至 平成20年10月10日	16,516,363	82,702,751	3,703,898,085
第38期	自 平成20年10月11日 至 平成20年11月10日	10,357,562	47,208,048	3,667,047,599
第39期	自 平成20年11月11日 至 平成20年12月10日	7,341,045	42,721,813	3,631,666,831
第40期	自 平成20年12月11日 至 平成21年 1月13日	28,962,706	31,251,600	3,629,377,937
第41期	自 平成21年 1月14日 至 平成21年 2月10日	9,829,297	44,532,262	3,594,674,972
第42期	自 平成21年 2月11日 至 平成21年 3月10日	12,540,339	37,054,370	3,570,160,941
第43期	自 平成21年 3月11日 至 平成21年 4月10日	9,045,920	48,106,060	3,531,100,801
第44期	自 平成21年 4月11日 至 平成21年 5月11日	9,204,843	2,709,352	3,537,596,292
第45期	自 平成21年 5月12日 至 平成21年 6月10日	6,263,308	121,381,288	3,422,478,312
第46期	自 平成21年 6月11日 至 平成21年 7月10日	8,543,094	27,344,733	3,403,676,673
第47期	自 平成21年 7月11日 至 平成21年 8月10日	5,945,680	84,626,446	3,324,995,907

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第48期	自 平成21年 8月11日 至 平成21年 9月10日	11,032,404	28,351,783	3,307,676,528
第49期	自 平成21年 9月11日 至 平成21年10月13日	5,351,911	20,878,809	3,292,149,630
第50期	自 平成21年10月14日 至 平成21年11月10日	9,080,405	22,397,128	3,278,832,907
第51期	自 平成21年11月11日 至 平成21年12月10日	6,200,867	26,303,574	3,258,730,200
第52期	自 平成21年12月11日 至 平成22年 1月12日	5,925,134	39,231,943	3,225,423,391
第53期	自 平成22年 1月13日 至 平成22年 2月10日	71,491,751	84,219,615	3,212,695,527
第54期	自 平成22年 2月11日 至 平成22年 3月10日	4,908,434	87,159,595	3,130,444,366
第55期	自 平成22年 3月11日 至 平成22年 4月12日	9,667,477	59,886,987	3,080,224,856
第56期	自 平成22年 4月13日 至 平成22年 5月10日	4,830,845	49,538,942	3,035,516,759
第57期	自 平成22年 5月11日 至 平成22年 6月10日	9,042,399	61,630,174	2,982,928,984
第58期	自 平成22年 6月11日 至 平成22年 7月12日	5,159,095	54,616,173	2,933,471,906
第59期	自 平成22年 7月13日 至 平成22年 8月10日	6,824,673	175,860,074	2,764,436,505
第60期	自 平成22年 8月11日 至 平成22年 9月10日	5,335,295	15,675,940	2,754,095,860
第61期	自 平成22年 9月11日 至 平成22年10月12日	5,710,628	41,263,925	2,718,542,563
第62期	自 平成22年10月13日 至 平成22年11月10日	6,296,864	52,820,129	2,672,019,298
第63期	自 平成22年11月11日 至 平成22年12月10日	11,172,861	70,235,051	2,612,957,108
第64期	自 平成22年12月11日 至 平成23年 1月11日	5,911,044	30,694,931	2,588,173,221
第65期	自 平成23年 1月12日 至 平成23年 2月10日	6,067,073	74,105,615	2,520,134,679
第66期	自 平成23年 2月11日 至 平成23年 3月10日	5,297,510	70,979,651	2,454,452,538
第67期	自 平成23年 3月11日 至 平成23年 4月11日	5,652,524	21,451,971	2,438,653,091
第68期	自 平成23年 4月12日 至 平成23年 5月10日	22,047,241	20,045,219	2,440,655,113
第69期	自 平成23年 5月11日 至 平成23年 6月10日	5,158,368	207,704,627	2,238,108,854
第70期	自 平成23年 6月11日 至 平成23年 7月11日	3,937,961	72,348,284	2,169,698,531

(注) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1．販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、営業日が以下の日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。

ロンドンの金融商品取引所の休場日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの金融商品取引所の休場日

ニューヨークの銀行休業日

お申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

- 2．申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。

各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

P C A アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp/>

- 3．受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みに、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。
- 4．委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
- 5．受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1．受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。

2．上記1．の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が以下の日にあたる場合には、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

ロンドンの金融商品取引所の休場日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの金融商品取引所の休場日

ニューヨークの銀行休業日

3．委託会社は、上記1．の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

4．一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保金*として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。一部解約にかかる解約価額については、お申込みの販売会社にお問合せください。

* 信託財産留保金とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で一部解約の実行の請求者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。

5．一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

6．委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1．の規定による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

7．上記6．により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとして上記4．の規定に準じて計算された価額とします。

8．信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主な投資対象資産の評価方法>

マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価するものとします。

日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

価格情報会社の提供する価額

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「欧米高利」と略称で掲載されています。

<照会先>

P C A アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は平成17年7月29日より無期限とします。ただし、下記「(5) その他

1. 信託の終了」に該当する場合には信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

1. 計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。
2. 上記1.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

1. 信託の終了
 - a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回るこ
ととなった場合、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認
めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約
を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解
約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - b. 委託会社は、運用の基本方針に沿った運用または収益分配方針に沿った分配を行うこと
が困難となり、かかる状況が速やかに改善されないと判断する場合には、受託会社と合意の
うえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合にも上記 a. 同
様、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。かかる状況には、収
益分配方針に沿った分配の原資を確保することが持続的に困難となる状況を含みます。

- c . 委託会社は、上記 a . および b . の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - d . 上記 c . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - e . 上記 d . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは上記 a . および b . の信託契約の解約をしません。
 - f . 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - g . 上記 d . から f . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 d . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - h . 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記「2 . 信託約款の変更」 d . に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - i . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2 . 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2 . 信託約款の変更
- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
 - b . 委託会社は、上記 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - c . 上記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d . 上記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a . の信託約款の変更をしません。
 - e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3 . 信託契約に関する監督官庁の命令
- a . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - b . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記「2 . 信託約款の変更」の規定にしたがいます。
- 4 . 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- 5 . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a . 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b . 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 6 . 運用にかかる報告書の開示方法
- 委託会社は、6ヵ月ごと（毎年1月および7月の決算時）に有価証券報告書を3ヵ月以内に作成し、当局に提出するとともに、委託会社において縦覧に供します。また、6ヵ月ごと（毎年1月および7月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
- 7 . 反対者の買取請求権
- ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- 8 . 関係法人との契約の更改等に関する手続き
- a . 委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。）を委託します。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、委託会社および投資顧問会社は、30日前までに相手方に事前通知を行うことにより、当該契約を解約することができます。
 - b . 販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとし、この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成22年7月13日から平成23年1月11日まで）、及び当特定期間（平成23年1月12日から平成23年7月11日まで）の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

P C A 欧米高利回り社債オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (平成23年 1 月11日現在)	当特定期間 (平成23年 7 月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	156,860	108,388
親投資信託受益証券	1,507,518,567	1,260,770,628
未収入金	2,222,013	12,419,230
流動資産合計	1,509,897,440	1,273,298,246
資産合計	1,509,897,440	1,273,298,246
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,234,952	11,933,341
未払解約金	-	12,527,618
未払受託者報酬	69,724	57,202
未払委託者報酬	1,994,149	1,635,957
その他未払費用	315,000	315,000
流動負債合計	16,613,825	26,469,118
負債合計	16,613,825	26,469,118
純資産の部		
元本等		
元本	2,588,173,221	2,169,698,531
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	1,094,889,606	922,869,403
(分配準備積立金)	109,585,689	59,835,872
元本等合計	1,493,283,615	1,246,829,128
純資産合計	1,493,283,615	1,246,829,128
負債純資産合計	1,509,897,440	1,273,298,246

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 平成22年 7 月13日 至 平成23年 1 月11日	当特定期間 自 平成23年 1 月12日 至 平成23年 7 月11日
営業収益		
受取利息	77	31
有価証券売買等損益	46,390,678	90,859,314
営業収益合計	46,390,755	90,859,345
営業費用		
受託者報酬	422,854	374,266
委託者報酬	12,093,710	10,703,756
その他費用	315,000	315,000
営業費用合計	12,831,564	11,393,022
営業利益	33,559,191	79,466,323
経常利益	33,559,191	79,466,323
当期純利益	33,559,191	79,466,323
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	606,219	2,140,102
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,179,074,937	1,094,889,606
剰余金増加額又は欠損金減少額	156,568,745	192,318,731
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	156,568,745	192,318,731
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,730,153	19,185,387
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,730,153	19,185,387
分配金	88,606,233	78,439,362
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,094,889,606	922,869,403

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

前特定期間 自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	当特定期間 自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 計算期間末日の取扱い 平成23年1月10日が休業日のため、信託約款第45条より、当計算期間末日を平成23年1月11日としております。	2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 計算期間末日の取扱い 平成23年7月10日が休業日のため、信託約款第45条より、当計算期間末日を平成23年7月11日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前特定期間 (平成23年1月11日現在)	当特定期間 (平成23年7月11日現在)
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	2,933,471,906 円 41,251,365 円 386,550,050 円	2,588,173,221 円 48,160,677 円 466,635,367 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	2,588,173,221 口	2,169,698,531 口
3. 投資信託財産計算規則 第55条の6第1項第10号 に規定する額	元本の欠損 1,094,889,606 円	元本の欠損 922,869,403 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	当特定期間 自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
1. 分配金の計算過程 平成22年7月13日から平成22年8月10日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益(9,014,781円)、信託約款に規定する収益調整金(4,064,523円)及び分配準備積立金(154,407,573円)より、分配対象収益は167,486,877円(1万口当たり605円)であり、うち15,204,400円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	1. 分配金の計算過程 平成23年1月12日から平成23年2月10日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益(8,239,304円)、信託約款に規定する収益調整金(263,775円)及び分配準備積立金(106,480,721円)より、分配対象収益は114,983,800円(1万口当たり456円)であり、うち13,860,740円(1万口当たり55円)を分配金額としております。

前特定期間 自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	当特定期間 自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
平成22年8月11日から平成22年9月10日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (7,631,841円)、信託約款に規定する収益調 整金(305,776円)及び分配準備積立金 (151,427,494円)より、分配対象収益は 159,365,111円(1万口当たり578円)であり、う ち15,147,527円(1万口当たり55円)を分配金額 としております。	平成23年2月11日から平成23年3月10日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (7,322,782円)、信託約款に規定する収益調 整金(218,940円)及び分配準備積立金 (98,313,497円)より、分配対象収益は 105,855,219円(1万口当たり431円)であり、う ち13,499,488円(1万口当たり55円)を分配金額 としております。
平成22年9月11日から平成22年10月12日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (9,745,361円)、信託約款に規定する収益調 整金(309,708円)及び分配準備積立金 (142,076,761円)より、分配対象収益は 152,131,830円(1万口当たり559円)であり、う ち14,951,984円(1万口当たり55円)を分配金額 としております。	平成23年3月11日から平成23年4月11日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (8,982,907円)、信託約款に規定する収益調 整金(225,520円)及び分配準備積立金 (91,559,765円)より、分配対象収益は 100,768,192円(1万口当たり413円)であり、う ち13,412,592円(1万口当たり55円)を分配金額 としております。
平成22年10月13日から平成22年11月10日まで の計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (7,316,150円)、信託約款に規定する収益調 整金(326,924円)及び分配準備積立金 (134,542,624円)より、分配対象収益は 142,185,698円(1万口当たり532円)であり、う ち14,696,106円(1万口当たり55円)を分配金額 としております。	平成23年4月12日から平成23年5月10日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (6,418,635円)、信託約款に規定する収益調 整金(813,323円)及び分配準備積立金 (86,655,506円)より、分配対象収益は 93,887,464円(1万口当たり384円)であり、う ち13,423,603円(1万口当たり55円)を分配金額と しております。
平成22年11月11日から平成22年12月10日まで の計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (7,086,493円)、信託約款に規定する収益調 整金(549,361円)及び分配準備積立金 (124,180,111円)より、分配対象収益は 131,815,965円(1万口当たり504円)であり、う ち14,371,264円(1万口当たり55円)を分配金額 としております。	平成23年5月11日から平成23年6月10日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (6,335,094円)、信託約款に規定する収益調 整金(169,965円)及び分配準備積立金 (73,709,958円)より、分配対象収益は 80,215,017円(1万口当たり358円)であり、う ち12,309,598円(1万口当たり55円)を分配金額と しております。

前特定期間 自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	当特定期間 自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
平成22年12月11日から平成23年1月11日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (7,462,494円)、信託約款に規定する収益調 整金(277,013円)及び分配準備積立金 (116,081,213円)より、分配対象収益は 123,820,720円(1万口当たり478円)であり、う ち14,234,952円(1万口当たり55円)を分配金額 としております。	平成23年6月11日から平成23年7月11日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (5,896,342円)、信託約款に規定する収益調 整金(124,944円)及び分配準備積立金 (65,747,927円)より、分配対象収益は 71,769,213円(1万口当たり330円)であり、うち 11,933,341円(1万口当たり55円)を分配金額と しております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又 は一部を委託するために要する費用 純資産総額に応じて0.385%から0.25%相当 額	2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又 は一部を委託するために要する費用 同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	当特定期間 自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関す る法律第2条第4項に定める証券投資信託 であり、信託約款に定める運用の基本方針に 従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運 用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 であります。 当ファンドが保有する有価証券は、「(重要 な会計方針に係る事項に関する注記)」に 記載してあります。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク 等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リ スクに晒されております。	2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左

前特定期間 自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	当特定期間 自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	当特定期間 自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 (平成23年1月11日現在)	当特定期間 (平成23年7月11日現在)
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	8,363,203	7,720,301
合計	8,363,203	7,720,301

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

区 分	前特定期間 (平成23年1月11日現在)	当特定期間 (平成23年7月11日現在)
１口当たりの純資産額 (１万口当たりの純資産額)	0.5770円 (5,770円)	0.5747円 (5,747円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（平成23年7月11日現在）

種類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備 考
親投資信託 受益証券	P C A 米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド	593,042,183	634,199,310	-
親投資信託 受益証券	P C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド	514,215,280	626,571,318	-
合計	-	1,107,257,463	1,260,770,628	-

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「P C A米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド」及び「P C A欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれら親投資信託の受益証券です。

なお、これら親投資信託の状況は以下の通りです。

「P C A米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	注記 番号	(平成23年1月11日現在)	(平成23年7月11日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		634,050,655	493,040,621
コール・ローン		1,357,127,516	1,040,409,047
社債券		28,536,671,925	21,884,669,929
派生商品評価勘定		279,000	1,099,200
未収入金		102,137,360	119,137,373
未収利息		577,355,123	443,232,738
前払費用		4,525,124	3,303,927
流動資産合計		31,212,146,703	23,984,892,835
資産合計		31,212,146,703	23,984,892,835
負債の部			
流動負債			
未払金		253,950,757	-
未払解約金		22,936,263	109,838,428
流動負債合計		276,887,020	109,838,428
負債合計		276,887,020	109,838,428
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	29,622,388,480	22,325,881,623
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,312,871,203	1,549,172,784
剰余金合計		1,312,871,203	1,549,172,784
元本等合計		30,935,259,683	23,875,054,407
純資産合計		30,935,259,683	23,875,054,407
負債・純資産合計		31,212,146,703	23,984,892,835

（注）「P C A米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年3月22日から翌年3月21日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	2. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左

自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。	3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(平成23年1月11日現在)	(平成23年7月11日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	33,371,274,732 円	29,622,388,480 円
期中追加設定元本額	793,034,069 円	10,262,526 円
期中一部解約元本額	4,541,920,321 円	7,306,769,383 円
元本の内訳		
P C A 米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）	28,875,507,270 円	21,714,257,486 円
P C A 欧米高利回り社債オープン	726,978,159 円	593,042,183 円
P C A 米国ハイイールド社債ファンドV A（適格機関投資家専用）	19,903,051 円	18,581,954 円
合 計	29,622,388,480 円	22,325,881,623 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	29,622,388,480 □	22,325,881,623 □

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
1．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1．金融商品に対する取組方針 同左
2．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2．金融商品の内容及びそのリスク 同左
3．金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3．金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「（デリバティブ取引等に関する注記）取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成23年1月11日現在)	(平成23年7月11日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
社債券	1,284,796,149	56,154,742
合計	1,284,796,149	56,154,742

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成22年3月24日から平成23年1月11日まで及び平成23年3月23日から平成23年7月11日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成23年1月11日現在）

区 分	種 類	契約額等（円）		時 価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	166,059,000	-	165,780,000	279,000
合 計		166,059,000	-	165,780,000	279,000

（平成23年7月11日現在）

区 分	種 類	契約額等（円）		時 価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	162,459,200	-	161,360,000	1,099,200
合 計		162,459,200	-	161,360,000	1,099,200

（注）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成23年1月11日現在）	（平成23年7月11日現在）
1口当たりの純資産額	1.0443円	1.0694円
（1万口当たりの純資産額）	（10,443円）	（10,694円）

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成23年7月11日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	4.625% SANTANDER HOLDINGS	221,000.00	224,529.48	
		5% FORD MOTOR CREDIT	2,264,000.00	2,275,320.00	
		5.2% AMSOUTH BANK NA	2,746,000.00	2,684,215.00	
		5.2% L-3 COMMUNICATIONS	687,000.00	719,747.91	
		5.625% INTL LEASE FIN	815,000.00	833,337.50	
		5.625% JABIL CIRCUIT	935,000.00	927,987.50	
		5.65% INTL LEASE FINANCE	2,685,000.00	2,718,562.50	
		5.65% J.C. PENNEY CO	871,000.00	866,645.00	
		5.7% KINDER MORGAN FIN	1,000,000.00	1,042,500.00	
		5.75% BALL CORP	205,000.00	207,050.00	
		5.75% FRENSENIUS MED CAR	1,333,000.00	1,323,002.50	
		5.75% INTL LEASE FINANCE	1,200,000.00	1,193,250.00	
		5.75% RANGE RESOURCES	1,488,000.00	1,486,140.00	
		5.85% MASCO CORP	350,000.00	351,310.71	
		5.875% CELANESE US HOLDI	296,000.00	304,140.00	
		5.875% CHESAPEAKE MDSTRM	264,000.00	263,340.00	
		5.875% KB HOME	200,000.00	189,000.00	
		5.95% NEXTEL COMMUNICATIONS	1,035,000.00	1,040,175.00	
		6% BOSTON SCIENTIFC BSX	4,000,000.00	4,404,256.40	
		6% PUGET ENERGY INC	1,556,000.00	1,583,202.14	
		6% SPRINT NEXTEL CORP	3,192,000.00	3,207,960.00	
		6.125% CHESAPEAKE ENRGY	2,217,000.00	2,286,281.25	
		6.125% DELPHI CORP	1,889,000.00	1,903,167.50	
		6.125% JARDEN CORP	321,000.00	321,000.00	
		6.125% MASCO CORP	1,000,000.00	1,035,356.50	
		6.25% INTL LEASE FINANCE	622,000.00	612,670.00	
		6.375% CONSOL ENERGY	267,000.00	268,001.25	
		6.375% DAVITA INC	417,000.00	426,382.50	
		6.375% DENBURY RESOURCE	230,000.00	235,750.00	
		6.375% JC PENNEY CORP	1,100,000.00	984,500.00	
		6.375% PULTE HOMES INC	1,302,000.00	1,079,032.50	
		6.375% SESI LLC	511,000.00	513,555.00	
		6.375% VIDEOTRON LTEE	550,000.00	567,187.50	
		6.45% LUCENT TECHNOLOGIES	1,100,000.00	1,012,000.00	
		6.5% AMERICAN GENERAL FI	850,000.00	779,875.00	
		6.5% CENTEX CORP	325,000.00	342,062.50	
		6.5% D.R. HORTON INC	445,000.00	466,137.50	
		6.5% DRESSER-RAND	280,000.00	287,700.00	
		6.5% LINN ENERGY LLC/FIN	714,000.00	719,355.00	
		6.5% SENSATA TECHNOLOGIE	326,000.00	329,334.00	
		6.5% TESORO CORP	611,000.00	627,038.75	
		6.5% VAIL RESORTS	167,000.00	168,565.62	
		6.625% AMKOR TECHNOLOGIE	1,567,000.00	1,563,082.50	
		6.625% CHESAPEAKE ENRGY	204,000.00	218,535.00	
		6.625% LIMITED BRANDS	1,895,000.00	1,966,062.50	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		6.625% MASCO CORP	550,000.00	563,396.95	
		6.625% PRECISION DRILL	619,000.00	630,606.25	
		6.625% TESORO CORP	1,000,000.00	1,028,750.00	
		6.625% UPCB FINANCE III	1,148,000.00	1,147,817.23	
		6.65% PIONEER NATURAL	2,000,000.00	2,190,000.00	
		6.75% AVIATION CAPTIAL G	1,212,000.00	1,209,921.42	
		6.75% CSC HOLDINGS INC	103,000.00	105,961.25	
		6.75% DISH DBS CORP	1,081,000.00	1,125,591.25	
		6.75% HERTZ CORP	1,038,000.00	1,045,785.00	
		6.75% HOST MARRIOTT LP	2,500,000.00	2,587,500.00	
		6.875% BUILDING MAT CORP	759,000.00	785,565.00	
		6.875% CHESAPEAKE ENRGY	1,257,000.00	1,329,277.50	
		6.875% FMG RES AUG 2006	1,475,000.00	1,522,342.19	
		6.875% NEXTEL COMMUNICATIONS	2,465,000.00	2,483,487.50	
		6.875% PENNEY (JC) CO IN	575,000.00	633,937.50	
		6.875% PRIDE INTL INC	679,000.00	796,976.25	
		6.875% QEP RESOURCES INC	487,000.00	521,090.00	
		6.875% REGENCY ENERGY	168,000.00	175,350.00	
		6.875% REYNOLDS GROUP HO	411,000.00	398,670.00	
		6.875% SPRINT CAP CORP	642,000.00	619,530.00	
		6.875% TARGA RESOURCES P	336,000.00	336,840.00	
		6.875% TENNECO INC	497,000.00	511,910.00	
		6.875% VALEANT PHARMA	1,839,000.00	1,834,402.50	
		6.9% SPRINGLEAF FINANCE	3,250,000.00	3,038,750.00	
		7% AVAYA INC	789,000.00	775,192.50	
		7% BUILDING MATERIALS	564,000.00	587,970.00	
		7% CCO HLDGS LLC/CAP COR	1,414,000.00	1,461,722.50	
		7% EDISON MISSION ENERGY	1,041,000.00	827,595.00	
		7% ENDO PHARMA HLDG	791,000.00	820,662.50	
		7% PLAINS EXPLORATION	410,000.00	426,400.00	
		7% SEAGATE HDD CAYMAN	347,000.00	348,735.00	
		7% TENNESSEE GAS PL	200,000.00	233,857.22	
		7.125% COPANO ENERGY LLC	421,000.00	423,105.00	
		7.125% DISH DBS CORP	1,968,000.00	2,093,460.00	
		7.125% REYNOLDS GRP	790,000.00	782,100.00	
		7.15% MERITAGE HOMES	1,170,000.00	1,152,450.00	
		7.25% ARCH COAL INC	791,000.00	818,685.00	
		7.25% BELO (AH) CORP	1,000,000.00	905,000.00	
		7.25% CHESAPEAKE ENRGY	2,000,000.00	2,187,500.00	
		7.25% ENDO PHARMA HLDG	1,291,000.00	1,339,412.50	
		7.25% INTELSAT JACKSON	923,000.00	939,152.50	
		7.25% INTELSAT JACKSON	249,000.00	252,735.00	
		7.25% IPALCO ENTERPRISES	474,000.00	527,325.00	
		7.25% RANGE RESOURCES	1,109,000.00	1,173,460.62	
		7.25% VALEANT PHARMA	1,667,000.00	1,658,665.00	
		7.25% PROVIDENT COMPANIES	100,000.00	103,307.92	
		7.375% AES CORP	674,000.00	700,960.00	
		7.375% BALL CORP	1,000,000.00	1,100,000.00	
		7.375% FIRST DATA CORP	821,000.00	835,367.50	
		7.375% INMARSAT FINANCE	781,000.00	824,931.25	
		7.375% OWENS-BROCKWAY	511,000.00	557,628.75	
		7.375% PHILLIPS-VAN HEU	181,000.00	195,932.50	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		7.375% STARWOOD HOTELS&	1,000,000.00	1,141,250.00	
		7.375% WEYERHAEUSER CO	1,253,000.00	1,437,510.64	
		7.4% JC PENNEY CORP INC	275,000.00	269,500.00	
		7.45% ALBERTSON'S INC	2,380,000.00	1,975,400.00	
		7.45% BOMBARDIER INC	1,218,000.00	1,245,405.00	
		7.45% CITIZENS UTIL CO	500,000.00	448,750.00	
		7.45% FORD MOTOR COMPANY	2,444,000.00	2,798,380.00	
		7.5% AMERISTAR CASINOS	633,000.00	659,111.25	
		7.5% EL PASO NAT GAS	658,000.00	783,538.04	
		7.5% KABEL BW ERSTE BETE	200,000.00	209,740.90	
		7.5% QVC INC	1,059,000.00	1,138,425.00	
		7.5% ROYAL CARIBBEAN CR	4,380,000.00	4,434,750.00	
		7.5% SANDRIDGE ENERGY	820,000.00	846,650.00	
		7.5% SPIRIT AEROSYSTEMS	388,000.00	412,250.00	
		7.5% VALCAN MATERIALS	267,000.00	270,671.25	
		7.5% WINDSTREAM CORP	2,000,000.00	2,025,000.00	
		7.625% BLUE MERGER SUB I	578,000.00	598,230.00	
		7.625% CLEAN HARBORS INC	520,000.00	556,400.00	
		7.625% CROWN AMERICAS	500,000.00	540,000.00	
		7.625% EH HOLDING CORP	1,281,000.00	1,338,645.00	
		7.625% FIDELITY NATIONA	137,000.00	147,960.00	
		7.625% GENWORTH FINANCIA	556,000.00	573,820.13	
		7.625% LEVI STRAUSS & CO	680,000.00	686,800.00	
		7.625% NRG ENERGY INC	1,000,000.00	1,022,500.00	
		7.7% GEORGIA-PACIFIC	1,808,000.00	2,088,240.00	
		7.75% AES CORP	1,000,000.00	1,085,000.00	
		7.75% AMC NETWORKS INC	167,000.00	174,097.50	
		7.75% CABLEVISION SYS	293,000.00	313,510.00	
		7.75% CLAYTON WILLIAMS	952,000.00	936,530.00	
		7.75% EL PASO CORP	1,591,000.00	1,875,391.25	
		7.75% JABIL CIRCUIT	580,000.00	643,800.00	
		7.75% OMNICARE INC	628,000.00	679,025.00	
		7.75% POLYMER GROUP INC	106,000.00	107,987.50	
		7.75% SEAGATE HDD CAYM	1,065,000.00	1,128,900.00	
		7.75% SEMINOLE TRIB FL	969,000.00	1,000,641.53	
		7.75% STEEL DYNAMICS INC	2,000,000.00	2,120,000.00	
		7.75% TRANSDIGM INC	732,000.00	785,070.00	
		7.75% WYNN LAS VEGAS	1,680,000.00	1,843,800.00	
		7.75% DYNEGY HLDGS INC	1,385,000.00	990,275.00	
		7.8% LIBERTY MUTUAL GROUP	1,000,000.00	1,007,500.00	
		7.875% CALPINE CORP	1,660,000.00	1,743,000.00	
		7.875% CASCADES INC	1,385,000.00	1,455,981.25	
		7.875% CASE NEW HOLLAND	1,906,000.00	2,129,955.00	
		7.875% CCO HLDGS LLC	2,103,000.00	2,250,210.00	
		7.875% CONTINENTAL AIR	56,465.44	55,900.78	
		7.875% DILLARDS INC	100,000.00	100,375.00	
		7.875% DISH DBS CORP	1,100,000.00	1,207,250.00	
		7.875% FIDELITY NATIONA	100,000.00	107,500.00	
		7.875% LEAR CORP	682,000.00	741,675.00	
		7.875% MYLAN INC	1,551,000.00	1,729,365.00	
		7.875% NRG ENERGY INC	1,596,000.00	1,607,970.00	
		7.875% RRI ENERGY INC	1,000,000.00	1,012,500.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		7.875% STARWOOD HOTELS	1,435,000.00	1,650,250.00	
		7.875% UNIVISION COMMUNI	402,000.00	419,085.00	
		7.875% WEST CORP	1,524,000.00	1,501,140.00	
		7.875% WINDSTREAM CORP	500,000.00	536,250.00	
		8% ALLBRITTON COMM	398,000.00	406,955.00	
		8% BELO CORP	262,000.00	287,545.00	
		8% CONSOL ENERGY INC	359,000.00	394,002.50	
		8% DOLE FOODS CO	345,000.00	365,268.75	
		8% HANESBRANDS INC	277,000.00	299,852.50	
		8% LBI ESCROW CORP	2,432,000.00	2,736,000.00	
		8% VANGUARD HEALTH	1,339,000.00	1,402,602.50	
		8.125% EQUINIX INC	1,783,000.00	1,963,528.75	
		8.125% FLORIDA EAST RR	100,000.00	103,875.00	
		8.125% FORD MOTOR CREDIT	2,000,000.00	2,355,000.00	
		8.125% LEAR CORP	409,000.00	446,832.50	
		8.25% BERRY PLASTICS ESC	1,000,000.00	1,063,750.00	
		8.25% COMMSCOPE INC	335,000.00	346,725.00	
		8.25% CONSOL ENERGY INC	595,000.00	657,475.00	
		8.25% CONTINENTAL RES CL	250,000.00	277,187.50	
		8.25% DENBURY RESOURCE	437,000.00	484,250.62	
		8.25% FIRST DATA CORP	449,000.00	444,510.00	
		8.25% GOODYEAR TIRE	1,230,000.00	1,340,700.00	
		8.25% GRIFOLS INC	374,000.00	393,635.00	
		8.25% INTL LEASE FIN	1,408,000.00	1,557,600.00	
		8.25% JOHNSON DIVERSEY HO	767,000.00	905,060.00	
		8.25% NEW COMMUNICATIONS	656,000.00	721,600.00	
		8.25% SBA TELECOM INC	1,446,000.00	1,554,450.00	
		8.25% LIBERTY MEDIA CORP	575,000.00	563,500.00	
		8.375% EL PASO NAT GAS	1,326,000.00	1,702,907.80	
		8.375% IRONMOUNTAIN	706,000.00	748,360.00	
		8.375% STANDRD PAC CORP	421,000.00	416,790.00	
		8.375% STANDRD PAC CORP	2,400,000.00	2,364,000.00	
		8.5% CLOUD PEAK ENRGY RE	842,000.00	915,675.00	
		8.5% COOPER STANDARD AUT	308,000.00	326,095.00	
		8.5% CSC HOLDINGS INC	602,000.00	671,230.00	
		8.5% FOREST OIL	1,499,000.00	1,647,026.25	
		8.5% MEDIACOM BROADBD	1,000,000.00	1,030,000.00	
		8.5% PITTSBURGH GLASS WO	108,000.00	112,050.00	
		8.5% TEEKAY CORP	229,000.00	239,877.50	
		8.625% ARAMARK HOLDINGS	341,000.00	349,525.00	
		8.625% CEQUEL COM HLDG I	711,000.00	755,437.50	
		8.625% LINN ENERGY LLC	1,406,000.00	1,553,630.00	
		8.625% PINNACLE ENTMT	157,000.00	169,952.50	
		8.625% PLAINS EXPLORATI	1,000,000.00	1,111,250.00	
		8.625% SHEA HOMES LP/FND	723,000.00	715,770.00	
		8.625% WEST CORP	271,000.00	277,775.00	
		8.75% CINC BELL INC	1,439,000.00	1,385,037.50	
		8.75% INERGY LP/FIN	273,000.00	291,427.50	
		8.75% INTL LEASE FINANCE	1,275,000.00	1,408,078.12	
		8.75% MARKWEST ENERGY	1,000,000.00	1,096,250.00	
		8.75% NOVELIS INC	1,250,000.00	1,378,125.00	
		8.75% SANDRIDGE ENERGY	850,000.00	922,250.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		8.75% AMC ENTERTAINMENT	1,000,000.00	1,065,000.00	
		8.875% ABENGOA FINANCE	1,801,000.00	1,851,793.96	
		8.875% COMMUNITY HEALTH	1,813,000.00	1,874,188.75	
		8.875% CROSSTEX ENERGY	906,000.00	978,480.00	
		8.875% INTL LEASE FIN	1,950,000.00	2,168,765.62	
		8.875% PAETEC HOLDING	575,000.00	615,250.00	
		8.875% PALACE ENT HLDG	333,000.00	339,660.00	
		8.875% VIASAT INC	503,000.00	540,725.00	
		9% AES EASTERN ENERGY	64,175.01	42,676.38	
		9% CITIZENS COMM	3,900,000.00	4,041,375.00	
		9% CONSECO INC	699,000.00	730,455.00	
		9% FRESenius US FINANCE	396,000.00	452,430.00	
		9% MGM MIRAGE	220,000.00	246,400.00	
		9% SITHE/IND FNDG	140,736.24	145,267.53	
		9.125% BOYD GAMING CORP	1,273,000.00	1,320,737.50	
		9.125% GIRAFFE ACQ CORP	500,000.00	480,000.00	
		9.125% QUICKSILVER RESOR	1,425,000.00	1,556,812.50	
		9.125% SYNIVERSE HLD	441,000.00	458,640.00	
		9.25% FREESCALE SEMICO	2,027,000.00	2,219,565.00	
		9.25% HCA INC	3,615,000.00	3,859,012.50	
		9.25% SCIENTIFIC GAMES I	417,000.00	454,530.00	
		9.25% SPRINT NEXTEL CORP	1,630,000.00	1,815,412.50	
		9.375% ALLEGHENY TECH	1,186,000.00	1,503,255.00	
		9.375% CALUMET SPECIALIT	1,092,000.00	1,132,950.00	
		9.375% INSIGHT COMMUN	476,000.00	525,385.00	
		9.375% PETROPLUS FINANCE	1,179,000.00	1,202,270.98	
		9.5% CEMEX FINANCE LLC	3,192,000.00	3,317,787.14	
		9.5% CHESAPEAKE ENERGY	331,000.00	385,201.25	
		9.5% NCL CORP LTD	207,000.00	220,455.00	
		9.5% VIRGIN MEDIA FINAN	1,000,000.00	1,130,625.00	
		9.625% KINOVE GERMAN BON	667,000.00	679,860.42	
		9.75% AES CORP	1,354,000.00	1,540,175.00	
		9.75% DENBURY RESOURCE	502,000.00	560,357.50	
		9.75% DUCOMMUN INC	327,000.00	338,445.00	
		9.75% LAMAR MEDIA CORP	444,000.00	516,705.00	
		9.75% TESORO CORP	158,000.00	178,441.25	
		9.875% BILL BARRETT	375,000.00	421,406.25	
		9.875% FIRST DATA CORP	101,000.00	103,525.00	
		9.875% GENON ESCROW CORP	2,174,000.00	2,309,875.00	
		10% INTERPUBLIC GRP	1,494,000.00	1,768,522.50	
		10% LIBBEY GLASS INC	259,000.00	281,662.50	
		10% SMITHFIELD FOODS	771,000.00	900,142.50	
		10.25% FREEDOM GROUP INC	200,000.00	214,000.00	
		10.25% INTERACTIVE DATA	313,000.00	341,952.50	
		10.375% AMER AIRLN PT TR	1,963,586.88	2,280,215.26	
		10.5% PETROHAWK ENERGY C	396,000.00	448,470.00	
		10.5% QUAPAW DOWNSTREAM	1,500,000.00	1,500,000.00	
		10.625% ACCO BRANDS CORP	469,000.00	525,280.00	
		10.75% ENERGYSOLUTIONS	1,545,000.00	1,653,150.00	
		10.75% RES CARE INC	667,000.00	699,516.25	
		10.75% TICKETMASTER	975,000.00	1,065,187.50	
		10.75% TOYS R US PROPERT	1,400,000.00	1,585,500.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		10.875% UNIVERSAL CITY D	557,000.00	697,642.50	
		11% MDC PARTNERS INC	1,495,000.00	1,655,712.50	
		11.375% CKE RESTAURANTS	2,273,000.00	2,523,030.00	
		11.375% TRANS UNION LLC	688,000.00	784,320.00	
		11.375% YONKERS RACING	2,348,000.00	2,541,710.00	
		11.5% TEXAS COMPETITIVE/	588,000.00	577,710.00	
		11.75% WIND ACQUISITION	655,000.00	745,062.50	
		12.25% LENNAR CORP	1,000,000.00	1,240,000.00	
		12.625% FIRST DATA CORP	449,000.00	484,358.75	
		CITIGROUP INC	500,000.00	515,000.00	
		ENTERPRISE PRODUCTS OPER	2,259,000.00	2,382,704.64	
小計			258,125,963.57	271,219,109.30 (21,884,669,929)	
合計				21,884,669,929 (21,884,669,929)	

有価証券明細表注記

（注）１．小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	社 債 券 264銘柄	100.0%	100.0%

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（２）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）の取引の時価等に関する事項に記載されております。

「P C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	(平成23年1月11日現在)	(平成23年7月11日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		201,864,307	20,208,338
金銭信託		517,850	539,962
コール・ローン		77,885,327	89,758,994
社債券		3,988,107,770	4,336,488,279
派生商品評価勘定		-	435,400
未収入金		17,171,804	88,346,146
未収利息		88,834,400	75,537,418
前払費用		6,088,398	5,820,474
流動資産合計		4,380,469,856	4,617,135,011
資産合計		4,380,469,856	4,617,135,011
負債の部			
流動負債			
未払金		10,992,100	17,568,491
未払解約金		-	2,580,801
流動負債合計		10,992,100	20,149,292
負債合計		10,992,100	20,149,292
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	3,934,067,503	3,772,522,387
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		435,410,253	824,463,332
剰余金合計		435,410,253	824,463,332
元本等合計		4,369,477,756	4,596,985,719
純資産合計		4,369,477,756	4,596,985,719
負債・純資産合計		4,380,469,856	4,617,135,011

「P C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年4月16日から翌年4月15日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買取相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買取相場の仲値によって計算しております。	2. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左

自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。	3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(平成23年1月11日現在)	(平成23年7月11日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	4,098,484,956 円	3,934,067,503 円
期中追加設定元本額	1,965,228 円	2,971,030 円
期中一部解約元本額	166,382,681 円	164,516,146 円
元本の内訳		
P C A 欧州ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンド	3,260,316,466 円	3,258,307,107 円
P C A 欧米高利回り社債オープン	673,751,037 円	514,215,280 円
合 計	3,934,067,503 円	3,772,522,387 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	3,934,067,503 口	3,772,522,387 口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
1．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1．金融商品に対する取組方針 同左
2．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2．金融商品の内容及びそのリスク 同左
3．金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3．金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日	自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 社債券 同左 派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「（デリバティブ取引等に関する注記）取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成23年1月11日現在）	（平成23年7月11日現在）
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
社債券	44,801,581	53,252,003
合計	44,801,581	53,252,003

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成22年4月16日から平成23年1月11日まで及び平成23年4月18日から平成23年7月11日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成23年1月11日現在）

該当事項はありません。

（平成23年7月11日現在）

区 分	種 類	契約額等（円）		時 価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	ユーロ	23,331,400	-	22,896,000	435,400
合 計		23,331,400	-	22,896,000	435,400

（注）時価の算定方法

- 1．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- 2．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成23年1月11日現在）	（平成23年7月11日現在）
1口当たりの純資産額	1.1107円	1.2185円
（1万口当たりの純資産額）	（11,107円）	（12,185円）

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成23年7月11日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	ユーロ	3.875% MOL MAGYAR OLAJ	600,000.00	568,452.90	
		4.375% AGFA GEVAERT NV	102,000.00	98,711.09	
		4.625% OTE PLC	200,000.00	160,551.50	
		4.75% CEMEX FINANCE EURO	750,000.00	693,750.00	
		5.25% SUEZ ZUCKER INT FIN	200,000.00	197,500.00	
		5.625% ROYAL CARIBBEAN CR	470,000.00	466,475.00	
		5.75% MONDI FINANCE LTD	337,000.00	339,342.21	
		5.75% NEXANS SA	600,000.00	598,513.38	
		5.875% MOL HUNGARIAN	113,000.00	110,900.79	
		5.875% STENA AB	510,000.00	436,033.47	
		6.125% BOMBARDIER INC	550,000.00	543,125.00	
		6.25% FIAT INDUSTRIAL FI	1,000,000.00	987,500.00	
		6.375% TELENET FIN LUX	758,000.00	729,588.87	
		6.375% TEREOS EUROPE	369,000.00	381,890.12	
		6.5% KABEL DEUTSCHLAND	285,000.00	286,439.22	
		6.625% TELENET FIN LUX	150,000.00	146,081.25	
		6.75% EUROPEAN GRP BV	307,000.00	310,050.53	
		6.75% IRONMOUNTAIN	283,000.00	278,570.34	
		6.75% REXAM PLC	808,000.00	793,807.80	
		6.75% THOMAS COOK	300,000.00	300,720.18	
		6.875% FIAT FIN & TRADE	210,000.00	215,040.00	
		6.875% HUNTSMAN INT LLC	233,000.00	240,009.26	
		6.875% NALCO CO	120,000.00	121,971.43	
		7% CEGEDIM SA	500,000.00	501,283.60	
		7% SUNRISE COMM INT	100,000.00	103,458.33	
		7.125% ARDAGH GLASS	595,000.00	571,193.51	
		7.125% CONTI-GUMMI FIN	238,000.00	247,046.38	
		7.125% CYFROWY POLSAT FI	365,000.00	370,103.64	
		7.125% FCE BANK PLC	600,000.00	624,000.00	
		7.25% BOMBARDIER INC	441,000.00	461,396.25	
		7.25% OTE PLC	200,000.00	190,299.34	
		7.25% SMURFIT KAPPA AQ	350,000.00	359,961.00	
		7.375% ARDAGH PKG FIN	281,000.00	286,318.93	
		7.375% CONVATEC HEALTHCA	200,000.00	203,000.00	
		7.375% FIAT FIN & TRADE	450,000.00	446,763.69	
		7.375% LINDE FINANCE BV	270,000.00	299,878.74	
		7.375% OBRASCON HUARTE	800,000.00	800,767.68	
		7.375% REFRESCO GROUP BV	181,000.00	183,519.73	
		7.375% WIND ACQUISITION	497,000.00	508,431.00	
		7.5% CONTI-GUMMI FIN	665,000.00	697,585.00	
		7.5% JARDEN CORP	355,000.00	362,116.11	
		7.5% KABEL BW ERSTE BETE	300,000.00	305,229.57	
		7.5% ONTEX IV	300,000.00	293,667.00	
		7.625% CONSOL GLASS LTD	400,000.00	406,037.12	
		7.625% UPCB FINANCE	179,000.00	183,654.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		7.75% JSG FUNDING PLC	325,000.00	333,154.99	
		7.75% REYNOLDS GROUP	120,000.00	124,350.00	
		7.75% SMURFIT KAPPA ACQU	500,000.00	517,486.35	
		7.875% KION FINANCE SA	300,000.00	296,994.62	
		7.875% NEW WORLD RESOUR	425,000.00	443,837.31	
		7.875% STENA AB	147,000.00	141,487.50	
		7.875% TVN FIN CORP III	160,000.00	164,000.00	
		8% ALBA GROUP PLC & CO K	310,000.00	311,528.95	
		8% BEVERAGE PACK	750,000.00	706,406.25	
		8% HEIDELBERGCEMENT FIN	400,000.00	438,956.15	
		8% LBI ESCROW CORP	88,290.00	96,654.32	
		8% UPC HOLDING BV	300,000.00	311,277.42	
		8% XEFIN LUX SCA	145,000.00	146,090.80	
		8% ZIGGO BOND CO	1,099,000.00	1,133,033.50	
		8.25% CAMPOFRIO FOOD SA	144,000.00	146,169.43	
		8.25% CODERE FIN LUX	467,000.00	479,261.59	
		8.375% R&R ICE CREAM	260,000.00	257,381.72	
		8.375% UPC HOLDING BV	270,000.00	275,940.00	
		8.5% HERTZ HOLDGS NETHER	275,000.00	290,125.00	
		8.5% INTERGEN NV	675,000.00	709,967.29	
		8.75% CIRSA FUNDING LX	312,000.00	321,370.32	
		8.75% FOODCORP FDCSJ	275,000.00	269,729.15	
		8.875% CEDC FIN CORP	456,000.00	403,567.43	
		8.875% MARK IV USA/EURO	440,000.00	466,400.00	
		8.875% NARA CABLE FUNDI	255,000.00	255,023.07	
		9.25% ARDAGH PACKAGING F	740,000.00	767,750.00	
		9.375% EUROPCAR GROUPE	400,000.00	391,976.75	
		9.375% FCE BANK PLC	350,000.00	386,715.03	
		9.375% GCL HOLDINGD SCA	400,000.00	404,000.00	
		9.5% INAER AVIATION FIN	567,000.00	578,370.67	
		9.5% MUSKETEER GMBH	252,000.00	269,010.00	
		9.5% VIRGIN MEDIA FINANC	250,000.00	286,679.30	
		9.625% ABENGOA SA	250,000.00	267,399.35	
		9.625% UPC GERMANY GMBH	1,180,000.00	1,287,970.00	
		9.75% BOPARAN HOLDINGS L	700,000.00	651,000.00	
		9.75% CATALENT PHARMA SO	360,000.00	353,673.54	
		9.75% NORDENIA HOLDING	452,000.00	496,748.00	
		10% AGROKOR D.D	542,000.00	568,070.20	
		10.0% KINOVE GERMAN BOND	300,000.00	314,896.20	
		10.75% TVN FINANCE CORP	730,000.00	835,850.00	
		10.875% CONVATEC HEALTHC	150,000.00	156,750.00	
		11% ISS FINANCING	100,000.00	107,843.75	
		11.125% ONO FINANCE II P	100,000.00	103,900.00	
		11.75% PE PAPER ESCROW	232,000.00	262,175.03	
		11.75% WIND ACQUISITION	300,000.00	339,024.75	
		AVIS FINANCE CO PLC	352,000.00	351,994.54	
		CALCIPAR SA	440,000.00	405,874.34	
		DONG ENERGY A/S	282,000.00	299,728.38	
		DONG ENERGY A/S	13,118.00	13,257.13	
		EDCON PROPRIETARY	380,000.00	328,700.00	
		LOTTOMATICA SPA	600,000.00	600,000.00	
		TDS INVESTOR FRN	261,000.00	228,375.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		VERSATEL AG	372,000.00	367,908.00	
小計			37,475,408.00	37,876,568.08 (4,336,488,279)	
合計				4,336,488,279 (4,336,488,279)	

有価証券明細表注記

（注）１．小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	社債券 98銘柄	100.0%	100.0%

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（２）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）の取引の時価等に関する事項に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	(平成23年7月29日現在)
資産総額	1,161,243,637円
負債総額	4,449,159円
純資産総額(-)	1,156,794,478円
発行済口数	2,082,186,154口
1口当たり純資産額(/)	0.5556円

参考情報

< P C A 米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド >

純資産額計算書

	(平成23年7月29日現在)
資産総額	22,807,621,358円
負債総額	257,235,064円
純資産総額(-)	22,550,386,294円
発行済口数	21,755,272,764口
1口当たり純資産額(/)	1.0365円

< P C A 欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド >

純資産額計算書

	(平成23年7月29日現在)
資産総額	4,462,073,448円
負債総額	54,191,099円
純資産総額(-)	4,407,882,349円
発行済口数	3,746,397,453口
1口当たり純資産額(/)	1.1766円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1．名義書換

該当するものではありません。

2．受益者等に対する特典

該当するものではありません。

3．譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません

4．受益権の譲渡方法

(1)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5．受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

8．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

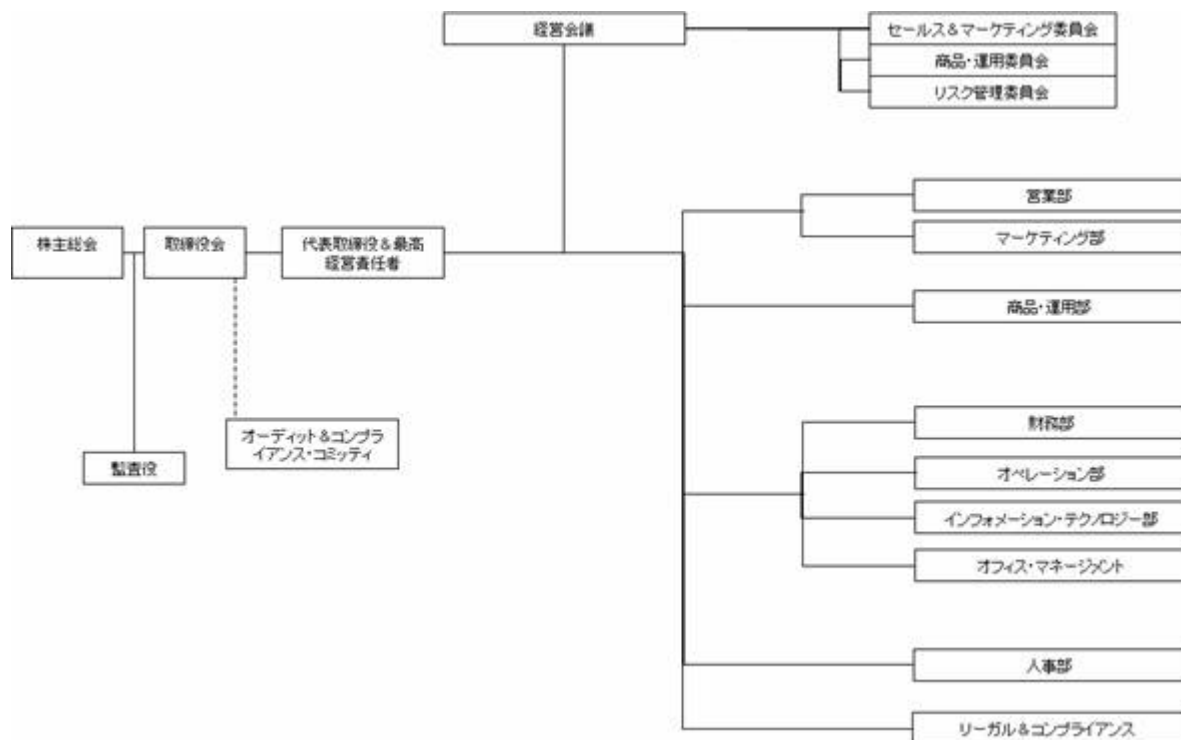
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（平成23年7月末日現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（平成23年7月末日現在）



・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役全員をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。ただし、この選任については累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上、また、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長は、取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。取締役会の招集通知は少なくとも7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、取締役および監査役的全員の同意をもって、期間を短縮、または省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営会議の上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する以上、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学のもと、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。商品・運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、商品・運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

商品・運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を商品・運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成23年7月末日現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
公募投資信託（追加型株式投資信託）	17	388,903 百万円
私募投資信託	7	296,404 百万円
合計	24	685,308 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等規則の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受け、第12期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。
なお、従来から委託会社の監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		第11期 (平成22年3月31日)	第12期 (平成23年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		2,235,021	2,230,216
前払費用		26,853	12,741
未収委託者報酬		853,769	1,612,187
未収入金		8,388	16,855
繰延税金資産		71,898	115,632
流動資産合計		3,195,930	3,987,633
固定資産			
有形固定資産	1	1	
建物		-	102,827
器具備品		16,141	41,478
リース資産		23,994	18,880
有形固定資産合計		40,135	163,186
無形固定資産	2	2	
ソフトウェア		1,221	1,551
電話加入権		288	288
無形固定資産合計		1,509	1,839
投資その他の資産			
長期差入保証金		190,111	100,761
繰延税金資産		48,991	33,993
その他		17,800	16,889
投資その他の資産合計		256,902	151,643
固定資産合計		298,547	316,669
資産合計		3,494,477	4,304,302
負債の部			
流動負債			
未払金			
未払手数料		620,168	1,103,685
関係会社未払金		4,049	63,719
その他未払金		31,149	41,569
未払費用		86,249	99,510
未払法人税等		240,651	320,725
預り金		50,557	78,227
賞与引当金		135,197	157,922
未払消費税等		14,748	31,382
リース債務		7,700	7,466
流動負債合計		1,190,471	1,904,209
固定負債			
退職給付引当金		122,310	83,541
リース債務		16,672	11,930
固定負債合計		138,982	95,471
負債合計		1,329,454	1,999,681
純資産の部			
株主資本			
資本金		649,500	649,500
資本剰余金			
資本準備金		616,875	616,875
資本剰余金合計		616,875	616,875
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		898,648	1,038,246
利益剰余金合計		898,648	1,038,246
株主資本合計		2,165,023	2,304,621
純資産合計		2,165,023	2,304,621
負債・純資産合計		3,494,477	4,304,302

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,035,335	7,509,795
営業収益合計	7,035,335	7,509,795
営業費用		
支払手数料	3,287,539	3,267,857
広告宣伝費	219,538	335,826
調査費	185,355	213,317
委託調査費	949,843	1,225,529
委託計算費	49,885	49,294
通信費	8,723	14,989
諸会費	6,867	7,166
営業費用合計	4,707,753	5,113,981
一般管理費		
役員報酬	144,064	245,563
給料・手当	536,347	488,617
賞与	172,599	84,770
交際費	13,157	11,123
旅費交通費	33,751	49,312
租税公課	15,012	15,939
不動産賃借料	130,157	123,935
退職給付費用	81,242	63,321
固定資産減価償却費	82,873	22,762
採用費	3,423	26,876
専門家報酬	18,414	24,352
業務委託費	23,949	25,607
敷金の償却	-	6,259
諸経費	37,293	30,769
一般管理費合計	1,292,288	1,219,210
営業利益	1,035,293	1,176,603
営業外収益		
受取利息	281	172
受取配当金	527	480
為替差益	11,785	9,626
雑収入	-	683
営業外収益合計	12,594	10,963
営業外費用		
雑損失	8,625	6,336
営業外費用合計	8,625	6,336
経常利益	1,039,263	1,181,230
特別損失		
固定資産除却損	1,324	1,005
事務所移転費	30,697	9,840
特別損失合計	32,022	10,846
税引前当期純利益	1,007,241	1,170,384
法人税、住民税及び事業税	497,823	559,521
法人税等調整額	55,016	28,735
法人税等合計	442,807	530,786
当期純利益	564,433	639,598

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第11期 (自 平成21年4月1 日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月1 日 至 平成23年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高		649,500	649,500
当期末残高		649,500	649,500
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高		616,875	616,875
当期末残高		616,875	616,875
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高		834,214	898,648
当期変動額			
剰余金の配当		500,000	500,000
当期純利益		564,433	639,598
当期変動額合計		64,433	139,598
当期末残高		898,648	1,038,246
株主資本合計			
前期末残高		2,100,589	2,165,023
当期変動額			
剰余金の配当		500,000	500,000
当期純利益		564,433	639,598
当期変動額合計		64,433	139,598
当期末残高		2,165,023	2,304,621
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高		210	-
当期変動額			
株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）		210	-
当期変動額合計		210	-
当期末残高		-	-
純資産合計			
前期末残高		2,100,378	2,165,023
当期変動額			
剰余金の配当		500,000	500,000
当期純利益		564,433	639,598
株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）		210	-
当期変動額合計		64,644	139,598
当期末残高		2,165,023	2,304,621

重要な会計方針

期 別 項 目	第11期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 満期保有目的債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (売却原価の算定は移動平均法)を採用して おります。 なお、評価差額については、全部純資産直入 法により処理しております。	
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 3年～ 6年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用 のソフトウェアについては、社内における 利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用 しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零 とする定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 平成19年3月31日以前に取得したもの 同左 平成19年4月1日以降に取得したもの 同左 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建 物 10年～18年 器具備品 3年～ 8年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3) リース資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸 倒懸念債権等特定の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計 上しております。 但し、当期の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見 込額の当期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職 金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づ く当期末自己都合退職金要支給額を計上し ております。また、内規に基づく役員退職慰 労引当金を退職給付引当金に含めて計上し ております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左
4. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によって います。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第11期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
	当期より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴い、長期差入保証金に計上している賃借契約に係る預託金が、6,259千円減少しております。また、営業利益、経常利益はそれぞれ6,259千円減少し、税引前当期純利益は6,259千円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第11期 (平成22年3月31日現在)	第12期 (平成23年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
器具備品 17,191 千円 リース資産 8,597 千円	建 物 6,726 千円 器具備品 24,566 千円 リース資産 12,628 千円
2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
ソフトウェア 1,145 千円	ソフトウェア 1,586 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第11期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	500	利益剰余金	21,682	平成21年3月31日	平成21年6月24日

第12期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	500	利益剰余金	21,682	平成22年3月31日	平成22年6月24日

(リース取引関係)

第11期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)												
1. ファイナンスリース取引 所有権移転外ファイナンスリース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、コピー機(器具備品)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>61,693千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>173,513千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>235,206千円</td></tr> </table>	1年内	61,693千円	1年超	173,513千円	合計	235,206千円	1. ファイナンスリース取引 所有権移転外ファイナンスリース取引 リース資産の内容 有形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左 2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>92,540千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>80,972千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>173,513千円</td></tr> </table>	1年内	92,540千円	1年超	80,972千円	合計	173,513千円
1年内	61,693千円												
1年超	173,513千円												
合計	235,206千円												
1年内	92,540千円												
1年超	80,972千円												
合計	173,513千円												

（金融商品関係）

（1）金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
現金及び預金	2,230,216	2,230,216	-
未収委託者報酬	1,612,187	1,612,187	-
長期差入保証金	100,761	100,761	-
未払金	(1,208,974)	(1,208,974)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,230,216	-	-	-
未収委託者報酬	1,612,187	-	-	-
長期差入保証金	14,480	86,281	-	-
合計	3,856,884	86,281	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第11期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)								
1. 採用している退職金制度の概要 退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。 2. 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日現在) <table> <tr> <td>退職給付債務及び退職給付引当金</td><td>122,310千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (自平成21年4月1日至平成22年3月31日) <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>81,242千円</td></tr> </table>	退職給付債務及び退職給付引当金	122,310千円	退職給付費用	81,242千円	1. 採用している退職金制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項(平成23年3月31日現在) <table> <tr> <td>退職給付債務及び退職給付引当金</td><td>83,541千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (自平成22年4月1日至平成23年3月31日) <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>63,321千円</td></tr> </table>	退職給付債務及び退職給付引当金	83,541千円	退職給付費用	63,321千円
退職給付債務及び退職給付引当金	122,310千円								
退職給付費用	81,242千円								
退職給付債務及び退職給付引当金	83,541千円								
退職給付費用	63,321千円								

(税効果会計関係)

(単位：千円)

第11期 (平成22年3月31日)	第12期 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金損金算入限度超過額 55,012 退職給付引当金損金算入限度超過額 47,557 未払費用否認額 4,357 未払事業税 8,255 その他 5,709 繰延税金資産合計 120,890	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金損金算入限度超過額 64,258 退職給付引当金損金算入限度超過額 33,993 未払費用否認額 16,914 未払事業税 24,831 その他 9,626 繰延税金資産合計 149,625
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 住民税均等割 0.23% 交際費等永久差異 0.53% 役員給与永久差異 2.50% その他 0.01% 税効果会計適用後の法人税の負担率 43.96%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 住民税均等割 0.20% 交際費等永久差異 0.39% 役員給与永久差異 4.80% その他 0.72% 税効果会計適用後の法人税の負担率 45.35%

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第11期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ビービーエム アメリカ	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任なし	委託調査費の 支払(注1)	542,801	未払 手数料	140,715
同一の親会社をもつ会社	M&Gインベストメント・マネジメン ト・リミテッド	英国 ロンドン市	9.4百万 英ポンド	投資 運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任なし	委託調査費の 支払(注1)	16,733	未払 手数料	9,511
同一の親会社をもつ会社	ブルーデンシャル・ア セット・マネジメン ト(シンガポール)リミテ ッド	シンガポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託 システム情報関係契約 役員の兼任なし	委託調査費の 支払(注1)	390,308	未払 手数料	39,426
				その他 サービス業			情報関連費の 支払	8,455	関係会社 未払金	4,049
同一の親会社をもつ会社	ブルーデンシャル・ファ ンド・マネジメン ト・サービス・プ ライベート・リミ テッド	シンガポール	10百万 シンガ ポール ドル	その他 サービス業	なし	システム情報関係契約 役員の兼任なし	情報関連費の 支払	11,935	未払 手数料	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されています。

(注2) ブルーデンシャル・ファンド・マネジメント・サービス・プライベート・リミテッドは、2010年1月1日付で兄弟会社であるブルーデンシャル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドに吸収合併されております。

2. 親会社に関する注記

ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド(非上場)

第12期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ビービーエム アメリカ	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任なし	委託調査費の 支払(注)	483,574	未払金	108,112
同一の親会社をもつ会社	M&Gインベストメント・マネジメン ト・リミテッド	英国 ロンドン市	9.4百万 英ポンド	投資 運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任なし	委託調査費の 支払(注)	14,548	未払金	10,808
同一の親会社をもつ会社	ブルーデンシャル・ア セット・マネジメン ト(シンガポール) リミテッド	シンガポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託 システム情報関係契約 役員の兼任なし	委託調査費の 支払(注)	726,406	未払金	128,327
							情報関連費の 支払	51,887	未払金	35,277

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記

ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド(非上場)

(1株当たり情報)

第11期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		第12期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	93,886円52銭	1株当たり純資産額	99,940円22銭
1株当たり当期純利益	24,476円75銭	1株当たり当期純利益	27,736円26銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	第11期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益（千円）	564,433	639,598
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益（千円）	564,433	639,598
普通株式の期中平均株式数（株）	23,060	23,060

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

当事業年度において、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は、6,259千円です。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外にはありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第11期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び第12期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

第11期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	7,035,335

第12期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	7,509,795

2. 地域ごとの情報

第11期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び第12期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

第11期および第12期の財務諸表に対する注記事項（関連当事者情報）に記載されている関連当事者および親会社に関して以下に記載した情報は監査対象外であります。

ブルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド、ブルーデンシャル・ファンド・マネジメント・サービス・プライベート・リミテッドおよびブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッドは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。最終親会社は160年以上の歴史を有し、イギリス、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。資産運用事業はアジアでは10のマーケットに及び、最終親会社の運用資産は2010年12月31日現在約3,400億ポンド（約43兆円、1ポンド＝125.95円）に上ります。なお、最終親会社および上記グループ会社は、主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：株式会社りそな銀行
 資本金の額：279,928百万円（平成23年3月末日現在）
 事業の内容：銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額：51,000百万円（平成23年3月末日現在）
 事業の内容：銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成23年3月末日現在)	事業の内容
スターツ証券株式会社	500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000百万円	
楽天銀行株式会社	25,954百万円	

(3) 投資顧問会社

名称：ピーピーエム アメリカ インク（PPM America, Inc.）
 資本金の額：1,000米ドル（平成23年3月末日現在）
 事業の内容：米国において、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

名称：エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド
 （M&G Investment Management, Limited）
 資本金の額：9.4百万英ポンド（平成23年3月末日現在）
 事業の内容：欧州において、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社とマザーファンドの運用委託先である投資顧問会社との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類のうち、当特定期間において提出したものは以下の通りです。

平成23年 3月17日	臨時報告書
平成23年 3月31日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年 4月 7日	有価証券報告書
平成23年 4月 7日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年 6月21日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年 3 月 2 日

P C A アセット・マネジメント株式会社

（旧会社名 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社）

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているP C A 欧米高利回り社債オープンの平成22年7月13日から平成23年1月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、P C A 欧米高利回り社債オープンの平成23年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

P C A アセット・マネジメント株式会社（旧会社名 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平 栗 郁 朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

（ ） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年 9 月 7 日

P C A アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているP C A 欧米高利回り社債オープンの平成23年 1 月12日から平成23年 7 月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、P C A 欧米高利回り社債オープンの平成23年 7 月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

P C A アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月22日

P C A アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平 栗 郁 朗
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているP C A アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、P C A アセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。